

令和3年第1回定例会

令和3年2月15日 開会

2月15日 閉会

昭和病院企業団議会会議録

昭和病院企業団議会

目 次

○2月15日

期 日	1
場 所	1
出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	1
議会職員出席者	1
議事日程	2
開会宣告	3
日程第1	会議録署名議員の指名 4
日程第2	会期の決定 4
日程第3	行政報告 4
	(1) 令和2年度公立昭和病院4～12月期取扱患者実績について	
	(2) 令和2年度昭和病院企業団病院事業会計4～12月期収支概況について	
	(3) 公立昭和病院における新型コロナウイルス感染症対応等について	
	(4) 昭和病院企業団における職員の官製談合の関与等について	
日程第4	議案第1号 昭和病院企業団監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについて21
日程第5	議案第2号 昭和病院企業団公告式条例の一部を改正する条例22
日程第6	議案第3号 昭和病院企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例23
日程第7	議案第4号 昭和病院企業団の一般職の任期付職員の採用に関する条例24
日程第8	議案第5号 令和3年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定について26

日程第9 議案第6号 令和3年度昭和病院企業団病院事業会計予算	26
閉会宣告	45

令和3年昭和病院企業団議会第1回定例会議事録

○ 期 日 令和3年2月15日（月曜日）

○ 場 所 昭和病院企業団議会議場（公立昭和病院講堂）

○ 出席議員（13名）

1番	宮 下 誠	2番	板 倉 真 也
3番	佐 藤 徹	4番	松 岡 あつし
5番	佐 藤まさたか	6番	小 町 明 夫
7番	島 崎 孝	8番	高 橋 和 義
9番	友 野 和 子	10番	鈴 木 たかし
11番	大 后 治 雄	12番	関 田 正 民
13番	小 峰 和 美		

○ 欠席議員（1名）

14番 遠 藤 源太郎

○ 出席説明員

企業長兼院長	上 西 紀 夫	副 院 長	照 屋 正 則
副 院 長	藤 田 彰	事 務 局 長	森 下 一
事務局次長		事務局担当次長	
経営企画兼会計担当課長	小 林 忠 幸	兼 医 事 課 長	金 井 弘 子
総 務 課 長	野 口 尚 巳	人 事 担 当 課 長	川 田 真 理 子
業 務 課 長	笹 野 孝	予 防 健 診 担 当 課 長	永 井 剛

○ 議会職員出席者

書 記 長	小 林 忠 幸	書 記 次 長	門 上 晶 子
書 記	青 柳 利 隆		

○ 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 行政報告

日程第4 議案第1号 昭和病院企業団監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについて

日程第5 議案第2号 昭和病院企業団公告式条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第3号 昭和病院企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第4号 昭和病院企業団の一般職の任期付職員の採用に関する条例

日程第8 議案第5号 令和3年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定について

日程第9 議案第6号 令和3年度昭和病院企業団病院事業会計予算

午前9時30分 開会・開議

- 議長（宮下 誠） それでは、開会宣言を行います。

改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名です。

なお、本日、西東京市、遠藤源太郎議員から欠席の届出がされております。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年昭和病院企業団議会第1回定例会を開会いたします。

-
- 議長（宮下 誠） ここで、企業長より発言を求められておりますので、許可いたします。企業長。

- 企業長（上西 紀夫） おはようございます。ただいま議長からお許しをいただきましたので、定例会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和3年昭和病院企業団議会第1回定例会を招集いたしましたところ、大変お忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、病院の状況でございますけれども、コロナについてはなかなか終息の兆しが見えない中でございますが、当院では、職員が一丸となって取り組んでおるところでございます、院内感染もなくこれまで来ております。

当院が引き受けている患者さんは、主に中等症のⅡあるいは重症患者さんが多くなります。大体20数名の患者さんが入院治療を行っているわけですが、その中の約半分、多いときには70～80%の患者さんが中等症Ⅱあるいは重症の患者さんなんです。一方、軽症であっても高齢者が非常に多くて、全介助を必要とするということで、3分の1以上がそういう手のかかる患者さんということで、特に看護師に大きな負担がかかっているということですが、本当に皆さん、よく頑張っていただいているところであります。

さて、当院は、圏域唯一の高度急性期医療センターと救命救急センターを有しておりますので、重症の心不全あるいは脳卒中やがん患者の治療についても止めることはできないため、ひどい場合には医療崩壊も現実のものとなりつつあります。最近では若干落ち着いていますが、やはりまた波が起こればまた大変なことになるというふうに認識しております。

このような中ではありますけれども、令和3年度は、やっと前年度に予定しておりましたアイセンターの工事あるいは検査説明センターの設置という工事を始めたいと思っております、そのことにつきましては、後ほど当初予算でご説明させていただきますし、その工事等を順調に進めていくために、収支がマイナスになった厳しい予算でございますけれども、現金の支出を伴わない費用もあることから、企業会計の特例としての予算編成をいたしますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

なお、元職員による官製談合事件につきましては、判決宣告の日程が延期となりましたので、改めて年度内の3月12日に判決が予定されておりますので、これに関連する報告もさせていただきます。

私からは以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

- 議 長（宮下 誠） ありがとうございます。

- 議 長（宮下 誠） 続きまして、諸般の報告をいたします。

まず、監査委員から令和2年10月分から12月分の昭和病院企業団病院事業会計出納検査の結果についての報告が提出されております。

それでは、日程に従いまして、本日の会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議 長（宮下 誠） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定によりまして、議長において指名いたします。本日は、5番、佐藤まさたか議員、12番、関田正民議員を指名いたしますので、よろしくお願いいいたします。

日程第2 会期の決定

- 議 長（宮下 誠） 続きまして、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日限りといたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議 長（宮下 誠） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 行政報告

- 議 長（宮下 誠） それではまず、日程第3、行政報告を行います。

報告は、患者実績、収支概況、新型コロナウイルス対応等、職員の官製談合の関与等についての4件について行います。

質疑につきましては、4件全ての報告が終わった後に順次行っていきますので、よろしくお願いいいたします。

まず、行政報告（1）令和2年度公立昭和病院4～12月期取扱患者実績についての報告をお願いいたします。医事課長。

- 医事課長（金井 弘子） それでは、患者実績につきましてご報告いたします。

行政報告（1）「令和2年度公立昭和病院4月～12月期取扱患者実績」をご覧ください。

上段の表の業務の実績でございますが、区分欄入院、外来共に一番上の行が1日当たりの平均患者数を示しておりますので、この数を中心に予算との比較で実績のご報告をさせていただきます。

まず、区分欄入院のA欄の予算360人に対しまして、B欄の実績は333.8人、C欄の予算に対する実績の差引きで26.2人の減となっております。F欄の予算延べ患者数に対する実績延べ患者数の過不足の比較は7,204人の減となり、G欄の予算に対する達成率は92.7%となっ

ております。

また、区分欄入院のうち感染症ですが、指定病床6床に対する収容実績は、新型コロナウイルス感染症の疑い患者及び陽性患者の収容により、延べ入院患者数は2,299人、1日平均患者数8.4人、資料にはございませんが、病床稼働率は139.3%でございました。また、新型コロナウイルス感染症の入院患者は感染症病床以外の一般病棟にも収容実績がございますが、詳細につきましては、改めて行政報告（3）においてご報告させていただきます。

次に、外来ではA欄の予算925人に対しまして、B欄の実績は905.1人となり、C欄の予算に対する実績の差引きで19.9人の減となっております。F欄の予算延べ患者数に対する実績延べ患者数の過不足の比較は3,635人の減となり、G欄の予算に対する達成率は97.9%となっております。

次の（参考）の外来は土日等の休日を除いた患者数を参考までに再掲いたしております。

続きまして、下段の表になります。（参考）として人間ドック受診者数につきまして、各区分欄の上段の数でご報告申し上げます。

人間ドック、脳ドック共に、1回当たりの平均受診者数でございますが、A欄、B欄、F欄、G欄を中心にご説明いたします。

1日ドックは、A欄予算13人に対しましてB欄実績11.0人、F欄の過不足は373人の減となり、G欄の予算に対する達成率は84.3%となっております。

脳ドックは、予算1.5人に対しまして実績1.0人、F欄の過不足は18人の減となり、G欄の予算に対する達成率は66.7%となっております。

半日ドックは一月当たりの受診者数でございます。予算35人に対しまして実績31.3人、F欄の過不足は33人の減となり、G欄の予算に対する達成率は89.5%となっております。

人間ドック、脳ドックの受診者数は、4月7日から5月25日の間に出された緊急事態宣言の影響を受け大幅に減少しておりましたが、いまだ予算受診者数には届きませんが、12月までは順調に回復しております。

資料を1枚おめくりください。「令和2年度年末年始救急患者来院状況」、「令和2年度休日・夜間救急患者統計表」の2枚が参考資料としてございます。後ほどご覧いただければと存じます。

患者実績につきましては以上でございます。

○ 議長（宮下 誠） ありがとうございます。

続きまして、行政報告（2）令和2年度昭和病院企業団病院事業会計4～12月期収支概況についての報告をお願いいたします。会計担当課長。

○ 会計担当課長（小林 忠幸） それでは、収支概況についてご報告させていただきます。

行政報告（2）「令和2年度昭和病院企業団病院事業会計4～12月期収支概況」をご覧ください。12月までの実績を予算額との比較で説明いたします。

初めに、上段の収益的収支（予算第3条）の表をご覧ください。

まず、上段の収益的収入の合計になりますが、こちらの（B）欄、執行額計は143億2,931万8,000円、下半分の収益的支出の合計の（B）欄、執行額計は128億3,783万7,000円となり、

12月までの執行額計の収支差引では14億9,148万1,000円の収入増となっております。

収入増の理由ですが、下段の収益的支出の（C）欄、執行率をご覧ください。2行目の給与費で69.5%、その2行下の経費で66.4%、次の減価償却費ほかで3.2%の執行率となっております。これらの経費では、現時点では例月執行のものなどに限られていることから、費用の執行額は低く抑えられています。

また、戻りまして上段の収益的収入ですが、こちらの医業外収益の（B）欄、12月までの執行額計が31億2,384万円余りとなっておりますが、このうち例年12月までに構成市の分賦金15億円全てが収入されております。加えまして、今年度につきましては、9月に東京都からの臨時支援金及び新型コロナ関連の補助金の合計約9億4,000万円の収入によりまして医業収益の減収分が補填されまして、収支差14億円余りの収入増となっております。

しかしながら、上段、収益的収入の1行目、入院収益と2行目の外来収益の（D）欄の予算に対する過不足額をご覧ください。入院収益で5億6,601万8,000円、外来収益で3,736万円が不足しております。

この詳細につきましては、右側の備考欄をご覧ください。累計の実績の予算比になりますが、入院の1日1人当たりの診療単価が平均で269円の増となっておりますが、1日平均の患者数は26.2人の減となり、予算額に未達成になっております。外来も同様に、1日1人当たりの診療単価が平均で222円の増となっておりますが、1日平均の患者数は119.9人の減となり、予算額に未達成になっております。

次に、下段の表、資本的収支（予算第4条）の表をご覧ください。

表の1行目、資本的収入の（B）欄・執行額計は1億194万円となり、右の（D）欄の予算額に対する過不足額2,460万9,000円が不足しております。この不足は補助金になりまして、今後、年度末にかけて収入されるものがありますので、現時点では収入が低くなっております。

次に、2行目の資本的支出の（B）欄・執行額計は3億8,096万9,000円となり、右の（D）欄の予算額に対する過不足額4億3,912万8,000円が執行残となっております。これは、3月執行予定の企業債等元金償還金のほか、固定資産購入費等の建設改良費で未執行があるためでございます。

続きまして、裏面の参考資料「前年度比較表」をご覧ください。

収益的収支の収入・支出を前年度と比較しております。表の右側半分が12月までの執行額計になりますが、合計欄の一番右側の列、対前年度執行額比較をご覧ください。

まず、上段の収益的収入の合計では102.3%と2.3%の増となっております。これは、医業収益が93.9%と大幅に落ち込んだところではありますが、医業外収益が新型コロナ関連の補助金等によりまして150.4%と大きく増加したことによるものです。

続きまして下の段、収益的支出の合計ですが、こちらは100.6%と0.6%の微増となっております。内訳ですが、給与費は会計年度任用職員制度への移行による影響で1.3%の増加、経費はPCR検査の外注費など委託料の増加により1.6%の増加となっております。また、医業収益に連動する材料費につきましても、コロナ流行期間の手術抑制に伴いまして診療材料

費が減少しておりますものの、抗がん剤など高額な新薬を使用する患者さんは減少していないため薬品費は増加しており、材料費全体では0.2%の微増となっております。

収支差引については、この12月の時点で前年度比で増加をしている状況でありましたが、1月中旬から再度一般診療を制限せざるを得ず、今後、医業収支の減収が見込まれております。

収支概況に関する報告は以上でございまして、続きまして、行政報告（2）の2「令和2年度重要な資産の取得に係る契約に関する報告」をご覧ください。

本件は、重要な資産の取得としまして予算で議決されております予定価格2,000万円以上の器械備品購入に関して報告するものでございます。今回は、本年度12月に契約をした2件の買入れに関する報告でございます。

1件目の契約件名は、超電導磁石式全身用MR装置の買入れで、契約決定業者はGEヘルスケア・ジャパン株式会社でございます。令和3年3月31日までに整備完了予定で、契約金額は2億3,760万円です。契約手続は指名型プロポーザル方式により行い、事業者選定委員会において選定した3者から優先交渉業者を決定しまして、交渉後に随意契約をしております。

続きまして、2件目の契約件名は、注射薬自動払出装置の買入れで、契約決定業者は株式会社トーショーでございます。令和3年3月31日までに整備完了予定で、契約金額は4,950万円です。契約手続は指名競争入札により行い、事業者を決定いたしました。

なお、この入札には、指名した11者のうち2者の応札がありました。

収支概況及び重要な資産の取得についての報告は以上でございます。

○ 議長（宮下 誠） ありがとうございます。

続きまして、行政報告（3）公立昭和病院における新型コロナウイルス感染症対応等についての報告をお願いいたします。事務局長。

○ 事務局長（森下 一） それでは、行政報告（3）公立昭和病院における新型コロナウイルス感染症対応等について説明いたします。

なお、本日、時点修正で資料を差替えさせていただきます。そちらの資料をご覧くださいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

まず、資料の1ページ、1、その後の経過等（その3）でございます。11月までは前回説明させていただいておりますので、一部重複があるかもしれませんが、今回はその後の経過等についてでございます。

第1波を乗り越え、一休みする暇もなく第2波へ、そして第3波の対応としまして、当院は、10月27日、11月4日及び12月23日の記載にあるように、サーモグラフィーを設置し、感染対策を実施いたしました。

一方で、診療体制の確保等につきましては、本来の三次救急や悪性腫瘍の治療等、通常の医療と両立しながら感染症の拡大に対応した病床数の確保等を、順次可能な限り対応を行ってまいりました。

その間、東京都からは、新型コロナウイルス対応の確保病床が逼迫しているため、11月16

日、12月1日、12月16日、12月24日、1月12日と日を迫うごとに、医療機関に対して病床確保の拡大要請がございました。

なお、年末年始の対応につきましては、12月30日及び1月2日はコロナ感染症対応の強化日としましてその対応に当たったところでございます。

さらに、当院では、年を明けまして病床数を拡大して確保するためコホート病床——集団隔離の病床でございますけれども——として利用している北3病棟の全体を感染症に利用することとし、良性疾患や緊急を要しない手術等の延期等により一般病棟からの看護師を中心としたマンパワーを確保するため、一般診療を制限することにいたしました。

また、構成市内の医療機関には、1月14日付で「COVID-19入院患者増に伴う診療体制について（依頼）」ということで送付させていただき、良性疾患患者の入院延期と併せて急増するコロナ患者の重症患者の専用病床拡充のため、記載の2点の協力を依頼することにいたしました。

そのようなことは、次の2、感染症に対する診療体制等として記載しているとおおり、地域の救命センターとして、また第二種感染症指定医療機関として、COVID-19の重症及び中等症以上の感染症患者を中心に入院患者を受け入れ、一般入院患者との診療の両立を図ってまいりましたが、年末から重症感染症及び看護力が必要な中等症等の高齢者患者が増大してきた。

そのため、良性患者の入院延期や軽症急性期転院等を地域の医療機関に依頼するとともに、2月1日以降、2の（1）の確保病床数の表になりますけれども、拡大に伴いまして、（2）及び（3）のとおおり診療体制を変更しましたが、ここに来て新型コロナの入院患者数減に伴い、2月5日からは、（1）の表の一番下になりますけれども、確保病床の縮小によりまして、（2）及び（3）の診療体制等をほぼ原状に復したところでございます。

したがって、（1）コロナ感染症に係る病床確保の状況は、2月1日から5日間ではございましたけれども、最大に拡大した後、2月5日からは確保病床数を表のとおおり縮小いたしました。

2月1日からの病床拡大のためには、（2）院内診療体制の変更についてとしまして、1ページから2ページにわたっておりますけれども、一旦は①から⑤として体制を組み、2ページになりますけれども、（3）医師、看護師の体制等につきましては、まず、①医師の体制では、発熱PCR検査センターは内科系医師で、これは変更ないようにしておりますけれども、北3コホート拡大に伴って医師等の体制を採ったところでございますが、一方、②看護師の体制につきましては、各病棟の稼働率を85%基準としまして、それから5床減とした基準で運用、そういう意味では、各一般病棟を縮小運用して、日勤の1.5人から2人の余剰の看護力を北3コホート病床等へ応援を配置することにしましたが、先ほど申し上げましたとおおり、2月1日からは確保病床数の減少に伴いまして、ほぼ原状に復したところでございます。

一方で、検査体制は充実させておりまして、2ページの3、感染症に対する検査体制の拡充・変更等では、まず、（1）検体検査としまして、右から3つ目のTRC Ready法の器械の

増設と実施回数の拡大を行い、右から2つ目のLAMP法に替わって検査回数及び件数が格段に増加いたしました。

さらに、(2)の発熱PCR検査センターでの画像撮影は廃止し、テント対応の診療対象を酸素飽和度94%以上とすることにし、93%未満については救急外来のEブースを活用することといたしました。

次に4、当院が取り扱った本感染症の患者(令和2年7月1日から令和3年1月31日までの集計)についてでございます。

(1)入院患者の内訳になりますが、COVID-19入院の総数は、一番右側の合計318人、うち陽性者が226人でございます。月別の数及び陽性者の入院日数等につきましては、表のとおりでございます。

次に、(2)発熱外来等患者の内訳でございます。

一番右側の合計欄になりますが、帰国者・接触者外来、発熱外来等患者数は3,168人、うち発熱外来、いわゆるテントでございますけれども1,724人、また帰国者・接触者外来、発熱外来等患者数3,168人のうち、PCR検査等の実施件数は2,863人、そのうち陽性者は267人で、陽性率はこの7月から1月まで9.3%でございます。

なお、月別の数につきましては表に記載のとおりでございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

次に3ページ、(3)感染入院及び発熱外来等の患者数の推移(令和2年7月1日から令和3年1月31日まで)の2つのグラフになりますけれども、上が入院の患者数、下が外来の患者数になります。

入院では、第2波のピークが7月31日頃でございますでしょうか。第3波のピークが、現時点では1月12日頃ということでグラフのほうに表れております。

下の外来では、第2波のピークが8月3日、第3波のピークは1月8日頃でグラフのほうに表れている状況でございます。

最後に5、その他としまして、従来の感染対策に加えて、その後の徹底事項等になりますが、病院全入口でサーモグラフィーでの出入りの人の検温を実施することにいたしました。それから、面会の原則禁止は継続でございますけれども、リモートでの面会の方法の検討をすると同時に、手術立会い等の制限を2名限度とするということで徹底いたしました。それから、発熱、急患等の感染検査の徹底等と、職員の体調不良時の迅速な届出、出勤免除の徹底等を行っております。

長くなりましたけれども、新型コロナウイルス感染症対応等につきましての報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○ 議長(宮下 誠) ありがとうございます。

続きまして、行政報告(4)昭和病院企業団における職員の官製談合の関与等についての報告をお願いいたします。事務局長。

○ 事務局長(森下 一) それでは、行政報告(4)昭和病院企業団における職員の官製談合の関与等について説明をいたします。

まず1、その後の経過について説明いたします。

2枚目の別紙1、職員の官製談合の関与等について（経過その9）をご覧ください。

令和2年11月20日、令和2年昭和病院企業団議会第2回定例会を招集いたしまして、その後の経過の報告等を行いました。

続きまして、11月25日は、官製談合防止法違反事件公判の第7回が行われ、その概要については、既に皆様方に11月25日付で送付いたしました。次第の2の別紙2でまた改めて説明いたします。

飛びますけれども、令和3年2月15日、本日でございますけれども、令和3年昭和病院企業団議会第1回定例会の予定で、その後の経過報告、現在行っている内容の記載でございます。

令和3年3月12日は、官製談合防止法違反事件公判の第8回が、当初の日程2月12日からちょうど1か月延期となりまして、判決宣告が行われます。

その後の経過につきましては、予定を含めまして以上でございます。

次に、次第の2、行政報告の1枚目の2になります。官製談合事件の公判内容等についてでございます。

資料3枚目になります。別紙2「昭和病院企業団における職員の官製談合の関与等について（報告）」をご覧ください。先ほど申し上げましたとおり、11月25日に、企業長名で構成市長並びに企業団議会議員の皆様方には既に送付されている内容のものでございます。

この第7回公判は、11月25日10時、東京地方裁判所立川支部で開廷され、そこでは、検察官による事実及び法律の適用についての意見が陳述され、いわゆる官製談合防止法違反の共同正犯として、元職員に懲役1年10月が求刑されましたが、弁護人及び被告人からは、いずれも無罪が主張されたものでございます。

最後に、次第の3のその他でございます。

今回の日程等を含めまして、皆様方にご相談がでございます。

まず、第1点目は、昭和病院企業団における職員の官製談合の関与等に係る調査委員会から企業長への最終報告についてでございます。

伺ったところによりますと、3月12日の第8回公判で有罪判決が宣告された場合に、最終報告の準備をしているとのことでございます。したがって、その最終報告を受けまして、臨時の企業団議会等を招集する暇がなかなかないということもございまして、直ちに企業団議員の皆様方には、その写し等を送付し、報告に代えさせていただきたいという内容が1点目でございます。

2点目としましては、その最終報告を受けまして時機を失しないよう、企業長等の責任を明らかにするために、企業長自らの専決処分により、企業長の給料等の特例に関する条例を決定させていただきたいと考えております。

あわせて、関係する職員につきましては、分限懲戒審査委員会に諮問いたしまして、その答申を参考に処分を行う予定でございます。

いずれにしましても、一連の内容につきましては、企業団議員の皆様方には別途ご報告い

たしますので、何とぞご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 議長（宮下 誠） ありがとうございます。

- 議長（宮下 誠） ただいまから、行政報告に対する質疑を行いたいと思います。質疑は、報告事項ごとに行いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、行政報告（１）令和２年度公立昭和病院４～１２月期取扱患者実績についての質疑をお受けいたします。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

- 議長（宮下 誠） 特になければ、質疑なしと認めます。

次に、行政報告（２）令和２年度昭和病院企業団病院事業会計４～１２月期収支概況についての質疑をお受けいたします。

質疑ございますか。３番、佐藤徹議員。

- ３番（佐藤 徹） ３番、佐藤徹でございます。

まず、日頃の献身的な医療活動について御礼を申し上げます。ありがとうございます。

令和２年度の現在の４月から１２月の状況をご説明いただいたんですけども、令和２年度トータルで締めてどのくらいの収支になるのかということと、今回、新型コロナウイルスの補填で９億５,０００万円ですかね、お金が入ったということと、また構成市よりの金額も含めて、どのように評価をしておられるのか。今回は令和２年度ということでの限定の質問なので、特に入院あるいは外来の患者が減った中でご苦労されて、経営のベースで見たらどういった努力をされたのか、そのことをお伺いいたします。

以上です。

- 議長（宮下 誠） 会計担当課長。

- 会計担当課長（小林 忠幸） 令和２年度の収支ということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、医業収益の減少分を医業外収益の補助金、それから支援金で補っていただいて、現時点では補って余りある状況となっております。

先ほどの前年度比較等ところでご覧いただいたとおり、１２月までの累計につきましては、収入の増分と支出の増分と差引きいたしますと、前年度比で２億４,０００万円ほどトータルでは好転しているという状況です。

そういった状況ではありますが、また１月に第３波ということで、外来患者数は幸い影響は少なかったようですが、先ほど行政報告（３）のほうで説明がありましたとおり、１月からコロナ専用の病床の確保によりまして制限をせざるを得なく、入院収益は少し抑えられているという状況で、医業収益、収支のほうにつきましては、引き続き厳しい状況になっていきます。

結果的に、現時点では、下半期の補助金等の内容がまだ完全に定まっておりませんので、なかなか何とも言い難いところもありますけれども、現時点の見込みでは、最終的な収支に

つきましては約1億円のプラスになるのではないかというふうに考えております。

収支につきましては以上でございます。

- 議長（宮下 誠） では、ほかにありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

- 議長（宮下 誠） 特になければ、質疑なしと認めます。

次に、行政報告（3）公立昭和病院における新型コロナウイルス感染症対応等についての質疑をお受けいたします。

質疑ございますか。4番、松岡議員。

- 4番（松岡あつし） 4番、松岡でございます。おはようございます。よろしくお願いいたします。

2点ほど質問がありまして、2ページですけれども、まず、3番の感染症に対する検査体制の拡充・変更等というところですが、いろいろ検査方法の手法がありますけれども、今回のご報告の中で、拡充したものだったり中止をしているものがありますが、その辺の意思決定の背景とか理由について確認をさせていただきます。

4番の当院が取り扱った本感染症の患者の数のところで、（2）発熱外来等患者の内訳のところですが、1月のところ、陽性率がほかの月と比べると、また小計のところと比べると倍以上ということになっていて19.2%となっておりますが、このあたりのところの分析等、背景があれば教えていただきたいと思っております。お願いします。

- 議長（宮下 誠） 企業長、お願いします。

- 企業長（上西 紀夫） 検査方法の変更の内容ですけれども、当初は、いわゆるPCR法で、これ外注ですね。これは結果が出るのに大体1日から2日ぐらいかかります。LAMP法というのは、検査をしますと大体2時間ぐらいで結果が出るんですが、非常に検査の手技が難しいんです。それから、一度に何例か測れますが、1人測り始めると次に患者さんが来たときに測れないんです。ですから、結果的に、下手をすると3時間や4時間かかってしまう、そういう2つの理由があって、それでTRC Ready法とFilm Array法を入れました。

TRC Ready法は、大体1時間弱、1時間か2時間以内でやりますので、定期的に検査時間を決めまして、その時点で必要な患者さんの数を決めるということで、比較的、特に入院手術する場合には使っています。

Film Array法は一番新しい方法ですけれども、これはコロナだけではなくてほかの感染症も測定できるんです。したがって、いろいろな感染症がありますので、これが一番精度がいいんですけれども、器械としてはなかなか多くは今手に入らないんですが、現状では、このFilm Array法とTRC Ready法、基本的にはTRC Ready法は熱のない患者さんを中心にやる。Film Array法は熱があって、コロナとかほかの感染症の疑いが強い場合にやるということで、少し対象を限定して検査をしているということで、そういうことを駆使することによって、先ほどご報告しましたように、院内感染を起こさず、クラスターを起こさずみんな頑張っているというところでもあります。

それから、1月に非常に多くの陽性患者が出ました。これはやはり第3波が急激にひどく

なったということで、当院でも毎日テント外来、20名から20数名ぐらいで、もう一つは、今、小平医師会さんのほうは水、木と検査を手伝ってくださいますし、月曜日は東久留米の医師会からも来ていただくということで、そういう方々が非常に頑張ってくださいましたので、検査する数も多くなったし、背景として感染がひどくなったということで、これだけ高い感染者数になったということかと思えます。

以上です。

○ 議長（宮下 誠） ほかにございますでしょうか。では、2番、板倉議員。

○ 2番（板倉 真也） 日頃のご努力に感謝いたします。

1点だけ伺いたいんですけども、2の（2）院内診療体制の変更についての①です。

「コロナ対応のため各病棟から日勤看護師を減じ、コロナ関連病棟へ応援体制」ということで、コロナ感染症対応の教育訓練の期間あるいはその内容について伺いたい。恐らく多くの看護師の方は、コロナ病棟に移ることに不安を、家族にも言えないということもあると思うんです。その点も考慮されての対応になっているのかどうかも併せてご説明いただけますでしょうか。

○ 議長（宮下 誠） 企業長。

○ 企業長（上西 紀夫） ご質問ありがとうございます。

確かに、コロナの患者さんは手がかかるんですね。ですから、ある程度経験のある方を中心に、特にコホート病床、隔離病棟ですね、そっちのほうはそういう方々に来ていただきます。

救急病棟への派遣の看護師さん、これは救急にある程度経験がないと非常に大変なんです。やはり単に防護服を着るだけではなくて、患者さんの状態というのを常に判断しなければいけないということで、これは各病棟の中でそういう救急の経験のある看護師さんとかそれに準じた人を派遣するというので、そういう中で少しずつ分けてやるということ。

それからもう一つ、コホート病床に行く看護師さんは、当然防護服の脱着の訓練、これは必ずやって教育をして、それを次々引き継いでいくという格好でやっているという現状であります。

実際にうちの看護師さんは、非常にご苦労されてストレスが多いんですが、そういう病棟に行くのを拒否する看護師さんは、ありがたいことに一人もおりませんでしたので、そういうことでみんな頑張ってくださいということだと思えます。

以上です。

○ 議長（宮下 誠） ほかにございますか。8番、高橋議員。

○ 8番（高橋 和義） 8番、高橋でございます。

日頃より、連日ご苦労をおかけし、感謝申し上げます。

私から1点お伺いしたいのが、入院中の脳卒中、骨折、肺炎等の退院相談についてというところで、この転院先の確保の状況と転院される患者さんの転院費用の確保についてはどのようなものであったのかということと、ここに書いていない転院の相談とかはあったのかということをお聞きしたいと思います。

○ 議 長（宮下 誠） 副院長。

○ 副 院 長（藤田 彰） ご質問ありがとうございます。

まず、このコロナの患者さんが増えてくることによって、なかなか病棟は逼迫した状況で、非コロナ感染症の骨折、肺炎、脳梗塞等を受け切れないのではないかとということで、これは私、連携もやっております、周辺の医療機関に連絡を取って、もちろん無理だというところもありますけれども、かなりのところは受入状況を協力的にしております。ただ、実際のところ、その後に症例数が減ってきたこともありまして、現状それほど周辺医療機関にたくさんのご負担をかけていることはございません。

転院の費用に関しましては私存じ上げていないので、普通の転院体制を取っております。

あと、コロナのほうの転院に関しても、感染のリスクが減った患者さんにおかれましては、一応普通は家に、あるいは施設に帰れるんですが、なかなかその受入れが難しいときも、ADLが落ちてしまったとか、そういうときは、そういう方のリハビリを受けてくださる施設も結構出てきてまして、そういうところの協力を得ながら何とか病棟を崩壊することなく運営している状況であります。

以上です。

○ 議 長（宮下 誠） それでは、ほかにございますか。9番、友野議員。

○ 9 番（友野 和子） 清瀬市の友野です。

まずは、日頃のコロナ対応に関しまして、迅速で、なおかつ献身的な対応をしていただいていることに非常に感謝しております。

すみません、遡って1つご質問させていただきたく思うんですが、行政報告（2）の2ほうだったんですが、まずはその質問をさせていただいても大丈夫ですか。

○ 議 長（宮下 誠） もう行政報告（2）は終わってしまっているんですけども。

○ 9 番（友野 和子） 機材の内容について。

○ 議 長（宮下 誠） では、その後、全般的な質疑というのがあるので、そこで整理して質問していただいてもいいですか。

○ 9 番（友野 和子） 分かりました。すみません、そうさせていただきます。

○ 議 長（宮下 誠） それでは、次、13番、小峰議員。

○ 13 番（小峰 和美） 行政報告（3）に関して質問させていただきます。

まず、この質問に当たる前に、西東京市ではアスタに大きなビジョンがありまして、そこに小学生が医療従事者に感謝のメッセージを、たしか今日からではないかなと思っているんですけども、感謝のメッセージを載せさせていただきました。これは一応報告まで。

それで、多分このコロナウイルスで、重症ではなく、PCR検査等を受けて自宅待機で重症化してマスコミをにぎわせて亡くなっている方がいらっしゃるというふうに聞いております。当然、この公立昭和病院でもそのようなことはないのか、あるのか、心配なもので質問させていただきます。

というのは、この病院、構成7市で運営している病院で、結構信頼度が高くて、まさか軽症だからといって帰して死亡になったということのないように私はしたいなと思っております。

すので、その点に関して、現実に死亡例とか自宅待機で重症化になったかどうかの事細かなことを教えていただければ結構です。

○ 議 長（宮下 誠） 企業長。

○ 企業長（上西 紀夫） ご質問ありがとうございます。

基本的には、うちにコロナ陽性で来る患者さんは、保健所から経由して来ます。また、いろいろな病気を持っていて、入院してみたらコロナということはありませんが、一般的にいろいろな検査をして、開業医さんとかご自分ででもいいですけれども、陽性になった場合には、基本的に保健所に届け出ます。私どもの患者さんが陽性だとしても、それは保健所に届け出ます。保健所のほうが、どこどこに入院しなさいと、いろいろな指示をされるんです。私どもが直接その患者さんをどうこうすることは原則的でないです。したがって、基本的には圏域の中で保健所のほうから連絡があつて、圏域の中の患者さんは基本的に受け入れます。余裕があれば、圏域以外の患者さんも受け入れるということになりますし、小峰議員がご心配されるような症例は1例もございませんでした。大丈夫です。

以上です。

○ 議 長（宮下 誠） 小峰議員。

○ 13 番（小峰 和美） 現実に自宅待機ということで、マスコミをにぎわしていることは、企業長もマスコミのほうから情報が入っていると思っております。私が心配しているところはそういうところですので、同じように医師が、企業長なりの医師が同じなら結構なんですけれども、私はやはり構成7市の市民をこういう議会において守っていかなければいけないという使命感があるものですからお伺いしたので、私だけが質問ではなくて、西東京市民全体として私質問させていただきましたので、ぜひコロナにおいて自宅待機等において、たとえ保健所でも、やはり手厚い看護等をしていただきたいなと思っておりますので、一応私の気持ちをごくまで通じたのか分かりませんが、私はそうやって市民を守る立場にありますので、ぜひそのところだけご理解をお願いします。答弁は結構です。

○ 議 長（宮下 誠） ありがとうございます。

ほかにございますか。7番、島崎議員。

○ 7 番（島崎 孝） 東久留米市の島崎孝です。

日頃、感染症対応、1月、大変な第3波を乗り切っていただきまして、ありがとうございます。また今後もご注意いただけたらと思います。

一応1点お伺いしたいのが、先ほどご説明のその後の経過等の中で、東京都から11月から1月にかけて増床要請、確保要請をいただき、下のほうの病床確保の状況のほうで、その対応状況が出ておりますけれども、若干タイムラグがあるような、11月から12月にかけて増床要請があり、先ほどの板倉議員のご質問の中でもありましたけれども、訓練等、いろいろな研修等を経て増床の確保になるかと思うんですけれども、実際こういう要請があつてから大体どのぐらいの期間で病床というのを増やすことができるのかというのを、ざっくりではありますけれども、今日要請があつてあした増やせるということではないのは理解しているんですけれども、1週間なのか1か月なのかというのを、おおむねの感覚的なもので結構な

ので、お教えいただけたらと思います。

○ 議長（宮下 誠） 企業長。

○ 企業長（上西 紀夫） 前もご報告したかと思いますが、私どもは、感染状況に応じてステップを4つに分けて順番にやっていますので、東京都の要請がどれくらいかということは分かりますので、例えばステップ2だったのをステップ3に上げるというようなことがありますので、毎週木曜日にコロナの対策会議をやっています。そこで東京都の要請があった場合は、そこで議論をして、早いときには1週間以内ぐらいに病床を動かす。ただ、看護師さんの異動が非常に難しいものですから、看護師さんというのは、1か月前から勤務が決まっているんですね。それをすぐ1週間で変えるというのは難しいんですけども、可能な範囲で最大の場合は1週間ぐらいで体制は準備していますので、できるということになるとと思います。

○ 議長（宮下 誠） ほかにございますか。3番、佐藤徹議員。

○ 3番（佐藤 徹） 佐藤徹でございます。

それでは、質問させていただきます。

前回の議会でもご質問の中で、この昭和病院で対応できない人は、たしか多摩総合医療センターにというお話がありました。実際、7月から今日までそういうケースはあったのかどうか、ここで対応できなくて多摩総合医療センターに転院するようなことがあったのかどうか。それから、累計で、この病院でコロナで亡くなられた方はどのくらいの方になったのか。そして最後に、ECMOは2台あるけれども、チームで対応するので、稼働は1台だというお話を前回たしかされたと思うんですが、この実情は現在どうなっているか。そして、受入れを、先ほど陽性のところは全部保健所経由で昭和病院にというお話がありました。他の病院から昭和病院で受けてくれないかというところに対して、この7月から1月、どのくらい受けることができたのか。お断りされたのももちろんあると思うんですが、そのあたりについての状況を分かる範囲で結構です。よろしくお願いします。

以上です。

○ 議長（宮下 誠） 藤田副院長。

○ 副院長（藤田 彰） ご質問ありがとうございます。

全てについてはお答えしかねると思うんですけども、まず、多摩総合医療センターを含めたほかの病院への移送の患者さんは、前回以降ほとんどない状態で、大体院内で対応できております。

先にECMOに関しましても、人工呼吸器は何人かおられますけれども、ECMOまで行った例はあまりない状況です。

それから、亡くなった方の総数は正確な数字を私把握しておりません。それは後ほど回答あると思いますが、大きく2つのパターンがあります。1つは、救急で何とか救おうとしたけれども、だんだん悪化していつて重症化して、その中でもかなり改善する方も最近おりますけれども、中には、状態が芳しくなくお亡くなりになる方が数人。それから、もう1つは陽性が分かったものの非常に高齢の方、あるいは合併症が起きて、いわゆる治療の施しよう

がない、家族によっては積極的な治療を望まない方もいらっしゃるのでは、その辺をご家族とも相談の上で、いわゆるDNRといって心肺蘇生をしないという条件で入院された方には、呼吸状態が悪くなっても人工呼吸器まで行かずに、そのまま経過観察でお看取りするというようなケースが結構いらっしゃると思います。

以上です。

○ 議長（宮下 誠） 事務局長。

○ 事務局長（森下 一） 死亡の数についてご説明いたします。

当院はクルーズ船から受け入れておりますので、1月までに死亡者はクルーズ船を含めて9名でございます。2月に、ここに来て4名亡くなっておりますので、合計13名の当院での死亡になっておりますので、ご報告させていただきます。

以上でございます。

○ 議長（宮下 誠） ほかにございますでしょうか。

[発言する者なし]

○ 議長（宮下 誠） 特になければ、質疑なしと認めます。

次に、行政報告（4）昭和病院企業団における職員の官製談合の関与等についての質疑をお受けいたします。

質疑ございますか。2番、板倉議員。

○ 2番（板倉 真也） 残念な事件が起きているわけですが、先ほど口頭での説明の中で、私のメモした内容が正しいかどうか確認しながら伺いたいんですが、3月12日に判決の予定がされております。それで、議会を開く暇がない、それは私も理解します、予算措置もしなければいけませんので。議会を開く暇がないので、よって、議員には書類を送付したいという内容は、最終報告を作成する。2つ目が、企業長の減給を行いたい。3つ目が、当該職員、元施設担当課長等の処分を行いたいと、この3点があったかと私はメモしたんですが、この間の心理状況を見ていると、弁護人は無罪を主張しているということなんです。そうすると、当然控訴するだろうと考えられます。その場合に、今述べられた3点について、控訴されてもこのような対応になるのか、控訴の結果によってはまた判断が変わるという理解でよろしいのでしょうか、そこを確認しておきたいのですが。

○ 議長（宮下 誠） 事務局長。

○ 事務局長（森下 一） 今、板倉議員おっしゃったように、報告内容につきましてはその3点でございます。その前に前提としまして、3月12日に判決が出ますので、その概要については、3月12日には送付しようと思っておりますので、それらを合わせると4件で、先生おっしゃったように1件プラス3件で、それはそのとおりでございますので、お願いします。

それから、今回の報告でございますけれども、行政報告で申し上げましたとおり、有罪判決が出た場合に、今回につきましては最終報告を調査委員会のほうで作成しているようなことを伺っておりますので、有罪判決が前提ということになるかと思っております。仮に3月12日に無罪判決が出た場合には、もう少し調査を重ねるようなことを伺っておりますので、その判決の内容によっても少し報告内容が変わってくるのかなと思っておりますので、よろしくお願

いたします。

以上でございます。

- 議長（宮下 誠） 板倉議員。
- 2 番（板倉 真也） 有罪判決を前提と。多分ないと思うんですが、無罪判決は想定はしていないということで、仮に無罪判決になった場合はどうなるのか。これは私は起こり得ないと思っているんですが、その可能性もなきにしもあらずと思いますので、どのように考えていますか。
- 議長（宮下 誠） 事務局長。
- 事務局長（森下 一） 先ほどの答弁漏れも含めまして答弁させていただきたいと思えます。

無罪の場合は、私どもが伺ったところによると、検察のほうも控訴するというような意思が当初ございましたので、報告は今回、いずれにしても、有罪判決が出て無罪判決が出て、いずれのほうからも控訴されるのではないかと考えております。

報告につきましては、有罪が出た場合には報告すると今申し上げたとおりでございますので、今申し上げた内容で答弁にさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

- 議長（宮下 誠） ほかにございますでしょうか。13番、小峰議員。
- 13 番（小峰 和美） この方の退職金といったらいいんでしょうか、ご案内のとおり、国会では河井案里という議員が公職選挙法の違反で、そのときに国民から批判を受けたのが、辞めなくてずっと議員報酬をもらっていた、賞与ももらっていた、おかしいという、これは私が言うまでもなくご存じだと思うんですけども。この方に関しては、例えば有罪が出たときに、たしかもう支払われているんじゃないかな、保留になっているのかな、そのところも細かく教えてもらいたいですけれども、やはりやったことがやったことですから、そういう刑事罰ですから、そのことに関してどういうふうにお考えになっているのか教えてください。
- 議長（宮下 誠） 事務局長。
- 事務局長（森下 一） 退職金についてのお尋ねでございます。

今現在、定年退職をしまして退職金の債権は、退職支給規定によりまして保留になってございます。無罪の判決が出て、それが確定した暁でないと支給は行いませんので、今現在は保留でございます。仮に有罪で確定した場合、有罪の判決が出て何週間か控訴の期限をもって控訴しなければ刑は確定するわけですが、有罪が確定した場合は支給をしないというふうになりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

- 議長（宮下 誠） 13番、小峰議員。
- 13 番（小峰 和美） もう一点、国民の間でも、先ほど例を出しました勾留中でも議員報酬が支払われて、それに国民はすごく憤りを覚えたというふうに私は理解しているんですけども、この方に関しては、どういうふうになっているのでしょうか。

- 議長（宮下 誠） 事務局長。
- 事務局長（森下 一） 既に退職をしている職員ではございますけれども、平成30年10月に逮捕されて、11月には起訴されて勾留をもうずっとされているわけですが、起訴された時点で分限の処分として起訴休職というのがございまして、給料の7割しか出ないという規定を適用して100%支給をしないで、当院の条例に基づいた規定を適用して対応した内容でございます。

以上でございます。

- 議長（宮下 誠） ほかにございますか。4番、松岡議員。
- 4番（松岡あつし） 4番、松岡でございます。

1点だけ質問させていただきたいと思います。

議員として把握させていただきたいという意味なのですが、企業長の専決処分のところになりますけれども、減額の今時点で想定されていらっしゃる割合等々もしあればお示しいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

- 議長（宮下 誠） 企業長。
- 事務局長（森下 一） 顧問弁護士とも相談をしながら、有罪判決が出た場合についての企業長の給料の特例条例ということで、減給10分の1、1か月を予定しているところでございます。

以上でございます。

- 議長（宮下 誠） ほかにございますか。

[発言する者なし]

- 議長（宮下 誠） 特になければ、質疑なしと認めます。

以上で、行政報告に対する質疑を終了いたします。

それでは、行政報告以外の全般的な事項について質疑ございますでしょうか。9番、友野議員。

- 9番（友野 和子） 先ほどはどうもありがとうございました。

実は、行政報告（2）の2のところ質問しようと思ったのですが、（3）に飛んでしまったので言いそびれてしまったので今回質問させていただきます。

実は私、医療の関係というのはあまり詳しくないので、この2点の機材、装置ですか、2億円とか4,950万円と結構高額なので、こちらの活用の目的というか、あと必要性というんですか、内容がどんなものなのかというのが、この1行では全く理解できないので、教えていただければと思って質問させていただきます。

- 議長（宮下 誠） 企業長。

- 企業長（上西 紀夫） 最初の器械は、いわゆるMRIの検査です。これは、もう前の器械が10数年経ってしまっていて、いつ壊れてもおかしくないということと、検査時間が長いことと、音がうるさいんです。いろいろな面で老朽化していて、検査時間は長くなりますから、結局、検査できる人数も減ってしまいますので、いろいろなことを考えて新しい装置にしようということになりました。患者さんの負担も少ないですし、検査時間も短いし、たくさん

の患者さんの検査もできるということで、特にMRIというのは非常に検査希望が多くて、非常に待っているという状況なんですね。これは放射線等の器械ですので、ものすごく高いんです。その中でも性能がよくて何とか安いものということで購入したので、またこれを多分10年以上使うことになると思います。メンテナンスが結構かかりますけれども、患者さんのために正しい診断をするということで購入しました。

2番目の器械は薬剤部で使うのですが、昔は薬を一人一人が探しに行っていたんです。そうすると、とてもじゃないけれども時間と労力が非常に要るわけです。こういう器械を使いますと、正確に患者さんのほうに早くお薬等が出せるということで、これもかなり古くなっていますので新しい器械に替えさせていただいたということになります。

以上です。

- 議長（宮下 誠） ほかにございますか。2番、板倉議員。
- 2番（板倉 真也） 議長のほうの整理に任せますけれども、新年度の予算の質疑に入っていくのであればそちらで行いたいんですが、今、市民の関心はコロナの問題と同時にワクチン接種に移ってまいります。先行して医療機関の従事者に対するワクチン接種、これは多分年度内に行われていくのではないかと思われるんですが、このワクチン接種に対する当病院の対応の今後の在り方、どのようなものを想定されているのか、今伺っていいのか、あるいは新年度予算で伺えばいいのであれば、議長の整理にお任せしますが、このご説明をお願いしたいということになります。
- 議長（宮下 誠） 企業長。
- 企業長（上西 紀夫） 今週、ディープフリーザーが1台、当院に入ります、器械自体は。ワクチンはいつ入るか分かりません。

現在、国立病院関係の医療従事者を中心に1万人から2万人検査するという予定になっておりますので、多分その結果が出てから当院のほうに薬が来るということになると思います。これ、実際やってみないと分からないところですが、今のところ考えているのは、まずは当院の医療従事者を中心にワクチンをやるということになるんですが、その後については、やはりかなり時間がかかると思うんです。注射をしますと、正確かどうか分かりませんが、マスコミとかいろいろな話を聞きますと、注射をして1日、2日経つと痛みとかだるくなるとか熱が出るということがかなりの頻度で起こるということになりますと、私どもの職員を一斉に注射するわけにはいきません。そういう方が次の日熱が出たとかいったら診療ができなくなってしまうんです。ですから、例えば各病棟で数名ずつとかそういう格好でやるとかなり時間がかかると思います。

あとは、皆さん方の一般住民に関しては、小平市さんとお話をしながら決めなければいけないので、私どもとしては今すぐ何とも答えられません。ただ、うちはそういう冷凍機がありますので、ワクチンが来て、それを市内とかそういうところでやる場所が決まると思います。そこに送っていくという作業を中心にやるようになると思います。細かいことは全く分かりませんので、大雑把には、だから、私の個人的な感覚で言うと、あと一月、二月ぐらいはかかるのかな。ですから、4月以降が始まりかなということになると思いますけれども、

これは正確じゃありませんので大雑把なことですけれども、まだまだ解決すべき点がかなりありますので、問題が起こったらまたご報告させていただきたいと思います。

以上です。

○ 議 長（宮下 誠） 新年度予算の中でも、ワクチンの項目で何かあれば関連質問もいいですけれども、もしこの場でワクチンの関係で質疑があればお受けしますけれども。

○ 13 番（小峰 和美） 私は新年度でやります。

○ 議 長（宮下 誠） 新年度で出てきたところでも結構ですので。

それでは、ほかに特にはないでしょうか。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議 長（宮下 誠） それでは、特になければ質疑なしと認めます。

これをもちまして、行政報告を終わります。



○ 議 長（宮下 誠） それでは、ここで休憩をいたします。おおむね10分間の休憩を取りまして、10時50分から再開しますので、よろしくお願ひします。

表に飲み物が準備してあるようですので、よろしければ、ご利用ください。

午前10時39分 休憩

午前10時49分 再開

○ 議 長（宮下 誠） それでは、皆様おそろいですので、休憩を解いて会議を再開いたします。



日程第4 議案第1号 昭和病院企業団監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについて

○ 議 長（宮下 誠） 日程第4、議案第1号、昭和病院企業団監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企業長。

○ 企業長（上西 紀夫） それでは、ただいま上程させていただきました議案第1号につきましてご説明を申し上げます。

本案は、意見を有する監査委員、赤木盛一氏の任期が本年4月30日をもちまして満了となりますので、昭和病院企業団規約第13条第2項の規定に基づきまして、新たに令和3年5月1日付で監査委員を選任する必要があるため、議会の同意を得るものでございます。

当企業団の識見を有する監査委員は、従前の開設者協議会の申合せにより、副会長市で識見を有する監査委員として選任されております赤木盛一氏を、当企業団監査委員として引き続きお願いするため提案するものでございます。

赤木氏の経歴等につきましては、議案第1号資料のとおりでございまして、同氏が当企業団監査委員として誠にふさわしい方であると確信をしているところでございます。

以上が本案の内容でございます。何とぞご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

- 議長（宮下 誠） 提案理由の説明が終わりました。

本件は人事案件でございますので、質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（宮下 誠） ご異議なしと認めます。

それでは、議案第1号、昭和病院企業団監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に同意することについて、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（宮下 誠） 挙手全員と認めます。

よって、議案第1号、昭和病院企業団監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。



日程第5 議案第2号 昭和病院企業団公告式条例の一部を改正する条例

- 議長（宮下 誠） 続きまして、日程第5、議案第2号、昭和病院企業団公告式条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企業長。

- 企業長（上西 紀夫） ただいま上程されました議案第2号につきましてご説明申し上げます。

本案は、企業長が定める企業管理規程の公表について規定するものでございます。

企業管理規程は、その大部分が地方公営企業の経営組織内部の事務分掌や企業職員の勤務条件等業務に関し必要な企業の内部限りの事項を定めるものでございますが、企業の透明性等を確保する意味で、住民その他の外部の者に知らせることも必要です。そういうことで、今般、本条例の一部を改正し、必要な企業管理規程を事業のスピード感が失われないよう、企業団掲示板に掲示することによって公表することといたします。

なお、本条例の施行期日は、公布の日を予定しております。

以上が本案の内容でございます。詳細につきましては事務局から説明いたしますので、よろしくご審議、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

- 議長（宮下 誠） それでは、詳細説明をお願いいたします。事務局長。

- 事務局長（森下 一） それでは、議案第2号につきまして詳細説明を申し上げます。

3枚目の議案第2号、改正条例新旧対照表をご覧くださいと思います。

平成26年8月1日に、特別地方公共団体であります昭和病院組合は、地方公営企業の財務規定の一部適用から、同法の規定の全部を適用した昭和病院企業団に移行いたしました。ここでは、事業管理者は、当企業団では企業長になりますけれども、法令、企業団の条例・規則等に反しない限りにおいて、業務に関し、企業管理規程を制定することができることとな

りました。

特別地方公共団体としての企業団の主要事項を定めています条例、規則、公布を要する規程等につきましては、従来から、公告式条例により公表していましたが、企業管理規程については、その大部分が地方公営企業の経営組織内部の事務分掌や企業職員の勤務条件等の業務に関して必要な内部事項を定める規定であるため、企業長決裁により決定をしておりました。しかし、ただいま企業長が申し上げましたとおり、企業の内部限りの企業管理規程であっても、企業の透明性等を確保する意味でも、住民その他の外部の者に知らせることも必要でございます。

そこで今般、本条例第4条の一部を改正し、何を公表するかは規定する事項の性質から、企業長が客観的に判断して認定することにはなりませんけれども、そのことによって企業運営のスピード感が失われないよう、企業管理規程を企業団掲示場に掲示することによって公表することといたします。

以上が本案の内容でございます。よろしく願いいたします。

○ 議 長（宮下 誠） 提案理由の説明が終わりました。

ただいまから質疑をお受けいたします。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議 長（宮下 誠） 特になければ、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議 長（宮下 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、議案第2号、昭和病院企業団公告式条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○ 議 長（宮下 誠） 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 昭和病院企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部
を改正する条例

○ 議 長（宮下 誠） 続きまして、日程第6、議案第3号、昭和病院企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企業長。

○ 企業長（上西 紀夫） ただいま上程されました議案第3号につきましてご説明申し上げます。

本案は、昭和病院企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正するものでございます。

3枚目の議案第3号資料、改正条例新旧対照表をご覧ください。

現在、職員のサービスの宣誓は、本条例によりまして、原則として、新たに職員になった者は企業長の面前において宣誓書に署名してからでないと、その職務を行ってはならないということになっております。

そこで、今般、この宣誓書には直筆の署名のみを要件とし、押印に係る規定を廃止するものでございます。

なお、本条例の施行期日は、公布の日を予定しております。

以上が本案の内容でございます。ご審議、ご決定のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

- 議長（宮下 誠） 提案理由の説明が終わりました。

ただいまから質疑をお受けいたします。

質疑ございますか。

- 議長（宮下 誠） 特になければ、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（宮下 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、採決を行います。

議案第3号、昭和病院企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（宮下 誠） 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

日程第7 議案第4号 昭和病院企業団の一般職の任期付職員の採用に関する
条例

- 議長（宮下 誠） 日程第7、議案第4号、昭和病院企業団の一般職の任期付職員の採用に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企業長。

- 企業長（上西 紀夫） ただいま上程されました議案第4号につきましてご説明申し上げます。

本案は、昭和病院企業団の一般職の任期付職員の採用に関する条例を新たに制定するものでございます。

地方公共団体は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、条例で定めるところにより3年から5年の期間に限って任期付きの職員を採用することができることになっております。

そこで、今般、従来からある法律の制度を活用し、病院という労働集約型の事業として多

様な人材の確保等を目的としており、新たな任用制度を導入するものでございます。

以上が本案の内容でございます。

なお、本条例の施行日は、公布の日を予定しております。

詳細につきましては事務局から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

- 議長（宮下 誠） それでは、詳細説明をお願いいたします。事務局長。
- 事務局長（森下 一） それでは、議案第4号につきまして詳細説明を申し上げます。

3枚目の議案第4号資料「昭和病院企業団の一般職の任期付職員の採用に関する条例（案）の概要」をご覧ください。

ただいま企業長が申し上げましたとおり、地方公共団体は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、条例で定めるところにより、3年から5年の期間を限って任期付きの職員を採用することができることになっております。

その資料の一番下の（参考）の職員の概念では、常時勤務を要する職員以外では、従来からある定年退職者の職員を原則1年ごとに任用できる再任用制度や、昨年、令和2年4月1日になりますけれども、4月1日から非常勤・臨時職員の規定を整理し、1つの会計年度の間には任用できる会計年度任用職員制度が創設されました。

その（参考）の図の左半分が再任用職員、上段がフルタイム、下段が短時間の再任用職員になります。それから、右半分が会計年度任用職員、上がフルタイム、下が短時間になります。

しかし、これらの任用制度では、中期的な一定期間、専門的な知識経験を有する者を活用することや、一定期間内に業務が終了する業務、一定期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に対応する中期的・時限的な職として採用することが必ずしもできるわけではありません。

そこで、今般、従来からある法律の制度を活用し、病院という特殊の事業に多様な人材確保を目的として条例で定めることにより新たな任用制度を導入するものでございます。それが、今の（参考）の図の左半分の任期付職員、上がフルタイム、下が短時間でございます。

同じ資料の1、任期付採用法の概要に戻っていただきまして、この辺は、法律が規定している任期付職員の全ての累計でございます。

区分1が、専門的知識等の職を求めるもの、任期は5年以内。区分2が、中期的ではありませんけれども時限的な職を求めるもの、任期は原則3年以内。区分3が、任期付短時間勤務職員、任期は3年以内でございます。

1の表の区分1の真ん中にあります要件①の職であります弁護士とか公認会計士等につきましては、現時点では任用計画がありません。また、同じ1の表の区分3の職は、期間が中期的であっても1日の勤務時間が短時間の職であることや、当企業団において全ての部分休業制度を導入しているわけではありませんので、他の任用職でも充当できることと考えてございます。

したがいまして、そのちょうど真ん中にあります2になりますけれども、企業団条例で定める内容と想定される職等では、今申し上げました1の表のちょうど真ん中の要件欄の②の職、それから、同じ1の表の区分欄2の職を条例では定めることとしてございます。

具体的な内容及び企業団で想定される職は、2の表の、まずは条例第2条の区分の専門的知識等を有する者として、その内容は①から④に記載のとおりでございます。企業団で想定される場合としては、その右になりますけれども、先進的で新たな医療技術等の普及のため一定期間職員の確保等、最新の知識経験を有する分野での一定期間後任の確保遅延等が考えられます。

次に、同じ2の表で条例第3条（法第4条）の区分の時限的な職として考えられる内容は、記載の①、②のとおりでございます。企業団で想定される場合としましては、その右になります。一定期間継続する新型コロナウイルス感染症対応業務ですとか震災時の対応業務等が考えられる一方で、その次の丸になりますけれども医学会、全国的イベント等、中期的な準備が必要なものについての職員の採用ということが考えられます。

それらの内容を踏まえまして条文に落としたものが、本条例（案）でございます。

先ほど企業長が申し上げましたとおり、本条例（案）の施行期日は、公布の日を予定しております。

以上が本案の内容でございます。よろしく願いいたします。

○ 議長（宮下 誠） 提案理由の説明が終わりました。

ただいまから質疑をお受けいたします。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○ 議長（宮下 誠） 特になければ、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮下 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、議案第4号、昭和病院企業団の一般職の任期付職員の採用に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○ 議長（宮下 誠） 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 令和3年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定について

日程第9 議案第6号 令和3年度昭和病院企業団病院事業会計予算

○ 議長（宮下 誠） 続きまして、日程第8、議案第5号、令和3年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定について及び日程第9、議案第6号、令和3年度昭和病院企業団

病院事業会計予算は関連がありますので、会議規則第33条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企業長。

- **企業長（上西 紀夫）** ただいま上程されました議案第5号及び議案第6号につきまして、一括してご説明を申し上げます。

初めに、議案第5号、令和3年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定につきましてご説明を申し上げます。

本案は、昭和病院企業団規約第14条第2項の規定により構成市の分賦金の額を定めるもので、令和3年度の分賦金は総額15億円をお願いするものでございます。

次に、議案第6号、令和3年度昭和病院企業団病院事業会計予算につきましてご説明を申し上げます。

まず、費用面では、感染予防対策を続けながら通常診療を行うために必要な検査試薬などの材料費及びPCR検査の外注委託費など感染対策の費用を増額し、さらに、10月からは給食業務の前面委託を予定しております。

一方、収益面に関しましては、引き続き、地域の医療機関との連携強化及び入退院支援の充実による入院日数の適正化など、患者の確保及び効率的な病床運営に努め収益を確保してまいりますが、今後もコロナ禍の影響により一定の受診控えが想定され、患者数は減少を見込んでおります。

予算案の内容につきましては、まず、予算第3条の収益的収入及び支出では、前年度と比較し、収入は6,000万円減額の200億5,419万2,000円、支出は2億8,100万円増額の204億419万2,000円を計上し、公営企業会計では特例として可能とされております収入の不足した予算になっております。この収入が支出に対して不足する額は、次年度以降の利益剰余金で補填することになります。

次に、予算第4条の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入で補助金を主な収入とする総額3,712万7,000円を計上し、一方、支出では、医療機器の更新費用を含めた建設改良費に3億8,306万7,000円を、企業債の元金償還金に5億239万円を計上し、その他の費用を合わせた資本的支出の総額は8億8,599万9,000円を計上しております。この収入が支出に対して不足する額につきましては、損益勘定留保資金ほかで補填することにしております。

以上が令和3年度病院事業会計予算の概要でございます。

2つの議案の詳細につきましては事務局から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

- **議長（宮下 誠）** それでは、詳細説明をお願いいたします。事務局長。
- **事務局長（森下 一）** それでは、議案第5号と議案第6号の詳細説明を一括して申し上げます。

まず、お手元の議案第5号、令和3年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定についてをご覧ください。

表の数値は、構成各市に負担していただく分賦金の額となっております。総額は企業長が申しあげましたとおり15億円でございます。

次に2枚目、議案第5号資料1をご覧ください。

左側、(1)市別負担額では、均等割、患者割の別に各市の負担額を記載しております。右側の(2)が患者割の算定資料になります。(3)は合計負担額等の対前年度増減を記載してございます。各市の負担額の前年度増減になりますが、(3)の合計負担割合等の表の一番右側にありますとおり、3市が増額、4市が減額となっております。この負担額の増減は、構成市内での患者割合の増減によるものでございます。

なお、資料1の裏面には、患者割の基礎となる年度別の患者数を掲載してございますので、また後ほどご参照いただければと思います。

次に3枚目、議案第5号資料2をご覧ください。分賦金の項目別内訳となります。

右側の令和3年度見込をご覧ください。右から3列目の算定額が、繰入基準等に基づいて積算した額で、総額が23億1,103万6,000円となります。ここから8億1,103万6,000円を減額調整し、総額15億円をお願いするものでございます。裏面は、項目ごとの算定額の基礎となる収入と支出の額を記載しておりますので、また後ほどご覧いただければと思います。

構成市分賦金の額の決定についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第6号、令和3年度昭和病院企業団病院事業会計予算につきましてご説明を申し上げます。

初めに、予算書の冊子の次についていますA4判1枚の資料「令和3年度昭和病院企業団病院事業会計予算の概要」をご覧くださいと思います。A4の1枚の紙になります。

最初にⅠ、収支の概要、1、収益的収支の予算規模でございます。

令和3年度の収入総額は200億5,400万円、支出総額は204億400万円で、差引マイナス3億5,000万円の赤字予算となっております。令和2年度との比較では、収入が6,900万円の減額、支出が2億8,100万円の増額になります。

次に2、固定資産購入費でございますけれども、移動型デジタル式汎用一体型X線透視診断装置等の更新を含めた医療機器の購入費に3億5,116万7,000円を予定してございます。

続きましてⅡ、事業の内容等、1、業務の予定量になります。

病床数は、感染症病床6床を含めまして合計485床でございます。

患者数は、1日当たりの平均患者数で申し上げますと、入院は395人、外来は1,000人を予定してございます。現在の新型コロナ感染症状況を踏まえまして、入院及び外来共に前年度の当初予算より減じております。1人当たりの診療単価は入院8万3,500円、外来2万800円としてございます。

人間ドックの1日当たりの利用者数は、前年度と比較し、1日ドック及び半日ドック共に、平日の予定数は同数としたものの、週末の見込みを減らしたために、延べ数では減少してございます。

次に2、職員数でございますが、総数で前年度と同数の826人としております。

なお、職種別の定員は、医師を4人増員、その他を4人減員としてございます。

次に3、令和3年度の主要事業等としまして、項目を列挙してございます。①新型コロナウイルス感染症への対応、②病院機能評価の更新、③アイセンターの稼働、④入退院支援センター体制の確立、⑤医療連携の強化、人間ドックオプション検査の充実など集患対策、⑥移動型X線透視診断装置等の導入による高度医療の充実、⑦給食業務の全面委託等を含めたその他となっております。

Ⅲ、主要指標等でございますけれども、表の1行目の経常収支比率は赤字予算であるために1.7ポイントのマイナスになります。

次の2行目の給与費対医業収益比率は0.3ポイントの減少となり、3行目の病床利用率は予算1日当たりの平均入院患者数10人によりまして2.1ポイントの減少となっております。

予算の概要につきましては以上でございます。

続きまして、予算書の冊子のほうをご覧いただきたいと思います。

予算書の1ページから3ページまでが議案でございます。先ほど説明いたしました概要と重複しない部分を中心に説明させていただきたいと思います。

1ページは、第2条が業務の予定量、第3条が収益的収入及び支出でございます。第3条の収入の第1款病院事業収益は200億5,419万2,000円、支出の第1款病院事業費用は204億419万2,000円となっております。企業長から申し上げましたとおり、公営企業会計特例として収支不均衡の予算でございます。この収入が支出に対して不足する額は、繰越欠損金として次年度以降の利益剰余金で補填することとなります。

2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出についてでございますが、まず、資本的収入は3,712万7,000円、資本的支出は8億8,599万9,000円で、この収支の差の費用超過額8億4,887万2,000円は、第4条の本文に記載のとおり、損益勘定留保資金で補填するものでございます。

次の第5条は、一時借入金の限度額で、従前どおり5億円でございます。

第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用で、同一款内の各項間の経費につきまして、議会の議決を経ないで流用できるとしております。

第7条は、第6条とは逆に、議会の議決を経なければ流用することができない経費でありまして、職員給与費と交際費となっております。

続きまして、3ページ、第8条は、構成市の分賦金で、先ほど申し上げました繰入総額を15億円とするものでございます。

第9条は、たな卸資産購入限度額で、当院では薬品等を貯蔵品経理としておりまして、この購入限度額を29億8,000万円としてございます。

第10条は、重要な資産の取得としまして、整備予定の器械備品の中で2,000万円以上のものを記載してございます。令和3年度は、移動型デジタル式汎用一体型X線透視診断装置一式、眼科手術用顕微鏡一式、据置型デジタル式汎用X線透視診断装置一式を予定してございます。整備費用はそれぞれ4,000万円程度を予定してございます。

以上、ここまでが議決案件でございます。

続きまして、予算に関する説明書になります。

まず、4ページから6ページまでが予算実施計画書になりまして、科目では目までの額を表示してございます。

続きまして、7ページが予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

ここに、赤字予算としてI、業務活動によるキャッシュ・フローの1行目、当年度純利益の額が、ちょうど赤字の額にあります3億5,101万7,000円のマイナスになってございます。

また、下から3行目、IV、資金増加額の額が3,893万9,000円になってございますが、最終的にはここに影響してまいりまして、最後の2行、期首と期末残高の比較でキャッシュがあまり増加していない。結果、将来の建設改良資金が留保できていなということになります。

続きまして、8ページから14ページまでが給与費明細書、15ページが債務負担行為に関する調書でございます。

続きまして、16ページ、17ページが令和3年度の予定貸借対照表、次の18ページ、19ページが令和2年度の予定貸借対照表になります。ここも赤字の予算の影響が反映するところになります。

19ページの令和2年度予定貸借対照表の7、剰余金、(2)欠損金の額と17ページ、令和3年度と同じ欠損金の額を比べますと、令和3年度はその額が増加してございます。

続きまして、20ページ、令和2年度の予定損益計算書、次のページ21ページが予算に関する説明書に係る注記表になってございます。

続きまして、22ページからの予算実施計画説明書をご覧ください。前年度との予算額の比較で説明をいたします。

まず、収入になりますけれども、1行目、第1款病院事業収益は200億5,419万2,000円で、前年度より6,873万6,000円の減少、率にして0.3%の減となっております。この増額の主な理由は、22ページの上段、第1項医業収益及び第2項医業外収益の減によるものでございます。

第1項第1目入院収益、第3目その他営業収益が減、一方で、第2目外来収益は増となっております。入院収益及び外来収益に関しましては、1日平均患者数を10人、入院は10人減の395人、外来は35人減の1,000人とし、1人1日当たりの診療単価を、入院は1,700円増の8万3,500円、外来は1,000円増の2万800円としてございます。

第2項医業外収益では、4,066万円余りの減額となっておりますが、主に23ページ中段の第7目その他医業外収益の減額によるものでございます。

以上、これらによりまして、収入は前年度よりも減額の予算となっております。

続きまして、24ページをお願いいたします。

支出になりますが、まず、第1款病院事業費用は204億419万2,000円で、前年度より2億8,126万4,000円の増加、率にして1.4%の増となっております。費用の増額の主な理由は、第2項医業費用の材料費及び経費の増によるものでございます。

目ごとの増減でございますが、25ページの第2項医業費用の第2目材料費で7,384万円余りの増となっております。これは、薬品費、診療材料費等が増となったものでございます。

次に、第3目経費で2億6,898万円余りの増となっております。これは、次のページ26

ページの委託料が増となったものでございます。

続きまして、26ページの第4目減価償却費が3,172万円余りの増となっておりますが、これは主に令和2年度購入のMRIの減価償却を開始したことによるものでございます。

27ページをお願いいたします。

第3項医業外費用で823万円余りの減となっております。これは、主に第1目企業債支払利息の減少によるものでございます。

続きまして、28ページ、29ページをお願いいたします。

予算第4条の資本的収支の表をご覧ください。

第1款資本的収入の令和3年度予算額は3,712万7,000円で、前年度比68万5,000円の増となっております。こちらは、第2項補助金の増によるものでございます。

次に、29ページ、第1款資本的支出の予算額は8億8,599万9,000円で、前年度比で7億5,174万円の減となっております。これは、主に第1項建設改良費の減によるものでございます。

大変長くなりましたけれども、令和3年度予算に関する説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○ 議長(宮下 誠) 提案理由の説明が終わりました。

ただいまから質疑をお受けいたします。

質疑ございますか。3番、佐藤徹議員。

○ 3番(佐藤 徹) ご説明いただきまして、ありがとうございます。

幾つかお伺いします。

予算書の23ページに、補助金の金額が7億4,354万6,000円というふうに計上されました。これは、今現在、国あるいは東京都等の予算措置の中で盛り込まれて確実なものという理解でいいのかどうか、そして今後、令和2年度のような緊急的な補助的な措置、対応があることも想定しているのかどうか、こちら辺についてお伺いいたします。

それから、職員数のところで、令和3年度は医師の方は4名増、そして職員の方は4名減されました。これはどういうことで医師の数を増やし、そして職員の手数を減らされたのかをお伺いいたします。

令和3年度で構成市の15億円の分賦金につきましてですが、令和3年度の現在の予算の中で推移すると仮定する、追加の要請等を行わないというご判断で今現在おられるかどうかをお伺いいたします。

あと、令和3年度の中で必要な機器の導入予定がございますが、予算の措置の中で見送ったものはないのかどうか、本来であれば計上すべきところを計上しなかったものはないのかどうかをお伺いいたします。

特例として、今回3億5,000万円ですかね、赤字で予算を組まれた。そして、それについては次年度の剰余金で補填するという説明がありましたが、こういうことができるのであれば、これは補填ができるという前提で組まれたのか、この辺の仕組みはどうなっておられるのか分かりやすく特例的に収支、赤字で組まれた。そして、それは次年度以降、利益の剰余

金で補填ができると言われている、その裏づけについてご説明をいただければと思います。
以上です。

○ 議長（宮下 誠） 経営企画課長。

○ 経営企画課長（小林 忠幸） まず、23ページ、補助金にどのような内容が組み込まれているかということですが、これは、例年見込んでおります補助金を入れておきまして、今回、新型コロナ関係の補助金については、現時点では東京都からも示されている病院向けのものというものは示されておきませんので、そこは含んでおきません。ですので、もしもコロナ対応の補助金等が出れば、この赤字の3億5,000万円という部分は少し縮まる可能性があるとは思っております。

次に、3点目の15億円分賦金の追加の要請につきましては、前回の議会でもお話ししましたとおり、今年度追加するということは想定しておきません。

4点目の器械についてですが、今回このようないろいろな情勢を踏まえて見送ったものはないかということですが、特に見送ったということはありません。例年どおり内部の手続きを踏んで、各要望を踏まえてある程度上限額を決めて選定しておりますので、特にコロナの影響とかそういったことでは選定を見送ったことはございません。

最後に、3.5億円赤字ということですが、次年度の剰余金ということ、その見込み前提というか裏づけがあるかということですが、現状、企業会計ということですので、まず、現金主義ではないということがございます。といいますのは、現金の支出がない減価償却費などが実際は現金としてはたまっていく形になりますので、その辺の差引き踏まえましても、3億5,000万円であれば、先ほどキャッシュ・フロー計算書のほうでご覧いただいたと思うんですが、若干現金も増えるということで、留保している資金を完全に食うことなくやっていけるのかなと考えております。

それから、赤字予算が適切かどうかといいますと、本来であれば適切ではないと思うんですが、このような状況で多少受診控えというものが継続する可能性があるのかなということで、患者数については、今回、減少を見込ませていただいております。今後正常化していけば、患者数も戻ると思っておりますので、単年度、今回に限り赤字の予算ということで提案させていただきました。

以上です。

○ 議長（宮下 誠） あと医師。人事担当課長。

○ 人事担当課長（川田真理子） 職員数の件についてお答えいたします。

医師をこのたび4名増加させることにつきましては、4月1日付で感染症科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科の医師を4名採用できることが現時点で決まっておりますので、4名増加させております。

それから、その他の職員、マイナス4名ということですが、これは定年の職員と再任用の職員が4名退職されます。給食調理が1名、看護助手が2名、一般業務が1名の4名になっております。こちらについては、会計年度任用職員で補充できますので、定数から削減したということでございます。

以上でございます。

- 議 長（宮下 誠） 佐藤議員。
- 3 番（佐藤 徹） ありがとうございます。

そうしましたら、令和3年度も令和2年度というか元年度からコロナの戦いが始まっていますけれども、1年以上に及ぶ戦いの中で、皆さんの疲労も蓄積されていると思います。そうした中で、企業団としての病院経営ということでお伺いいたしますが、今回の刑事事件もでございますし、コンプライアンスもでございますし、そして看護師の方の取組、研修も含めて、どのようなモチベーションを保ちながら令和3年度を研修制度あるいは1年間取り組まれたことの経験も生かしながら、令和3年度、コロナの非常に難しい中で企業としての病院経営を臨まれようとしているのかお伺いしたいと思います。

- 議 長（宮下 誠） 企業長。
- 企業長（上西 紀夫） 私どもの病院の理念では、一人一人の命と健康を守って、地域の医療のために働く。その中で熱意と誇りを持って医療に従事するというを理念として挙げております。私どもの職員の皆さん方は、その理念に沿って非常に頑張らせていただいております。したがって、何回も申し上げますけれども、コロナに対して院内感染、クラスターを起こさなかった、これは職員全体の誇りだと思います。ですから、これを続けていきたいということを考えております。

それから、現在は、やはり患者さんを増やすためにいろいろな各診療の先生方とか、あるいは広報を通じて今活動を始めたのですが、コロナの影響で訪問できないんですね。ですから、これをコロナが落ち着いたところで推進することによって、皆さん方からのいろいろな要望に応じて、そういう治療成績を上げることによって私どものモチベーション、誇りを続けていって地域の高度急性期医療センターとして頑張りたいと思っています。職員の皆さん、そう思っていらっしゃると思いますので、引き続き頑張りたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

- 議 長（宮下 誠） 佐藤議員。
- 3 番（佐藤 徹） 分かりました。

研修について、どのような取組を令和3年度は考えておられるのかを伺います。今、企業長が言われなかったのでお伺いします。

- 議 長（宮下 誠） 企業長。
- 企業長（上西 紀夫） いろいろな研修があると思うんです。コロナに関しては、防護具の脱着のいろいろなビデオを作っていますし、いろいろな注意事項はきちんとやっております。それから、いろいろな研修があります。コロナだけではなくて感染の問題とか医療安全とか、現在はそれは全部個別に集まるのではなくて、インターネットを通じて自分で学習して、それをきちんとテストをして評価するというのを始めておりますので、今後はそういう方法で、広い範囲にわたって様々な研修をするということにしております。

以上です。

- 議 長（宮下 誠） ほかにございますか。8番、高橋議員。

○ 8 番（高橋 和義） 私からは、いわゆる積立金というか留保金についてお伺いしたいと思います。

まず、昨年度末、そして今年度末の積立高、そして毎年、積立てを幾らぐらいしているのかということ。そして、コロナ禍にあって、この取崩し状況、最後にこのような危機的な状況下での留保金の取崩しの考え方についてお伺いしたいと思います。

○ 議 長（宮下 誠） 経営企画課長。

○ 経営企画課長（小林 忠幸） 積立てということなんですけれども、実は、公営企業に関しては、条例を設けて基金を設けることはできるんですけれども、基金を設けているところは少ない状況でして、実際は、先ほど予算のほうで見ていただいておりました貸借対照表の中では、左側の流動資産のところにあります現金預金というのが、実際たまっているお金になります。その中で、実際日々支払い等で動く現金はもちろんありますので、現在40億円ちょっとの、予算上では45億円残高がありますが、この中でマックス動くのは20億円ぐらいだと思っております。ですので、その除いた額は現状、基金目的では確保していませんが、留保している現金ということになります。

これがどう取り崩されるかということなんですけれども、実際、ここの過去4年間連続して決算上赤字だったわけなんですけれども、先ほど言いましたとおり、通常であれば現金の支出がない減価償却費がたまっていくところなんですけれども、その純利益が赤字になれば、その分がたまっていかないということになりますので、将来の病院建替え等のそういったために資金をためているわけですが、それがなかなかたまっていかないと、そういうような状況になっております。

ですので、公営企業として健全な体制をずっと確保していくとすれば、収支とんとん、収支ゼロ以上、黒字を維持していく必要があるというふうに考えております。

もう一点、今回の危機的状況に関してどういうふうな取崩しの考えかということなんですけれども、先ほど申し上げましたとおり、令和3年度に限りこの赤字の予算ということで考えております。例年、目標として黒字を目指しております。それから、先ほど企業長から発言がありましたとおり、連携医療機関との関係をさらに良好にして患者数を増やしていくということと、病床利用率の適正化を図って増収を図っていくことで、何とか収入を確保していきたいと考えております。

以上でございます。

○ 議 長（宮下 誠） 高橋議員。

○ 8 番（高橋 和義） ありがとうございます。

これ何で質問したかといいますと、昨年、国の二次補正予算で追加で分賦金ということで各担当市に要請をされたんですけれども、やはりこのコロナ禍で都から、国から各市分賦交付金ということで下りてきたので、これはあくまでも市民のためということが最大の目的だと思っているところがあります。

この留保金の部分の残高等を聞きましたけれども、やはりこの危機的な状況で使ってこそ留保金、積立金だと私は思います。各市、やはり2回目の追加の要請がもう少し少なけれ

ば、もう少し各市の事業、市民の皆様に還元というところでもできた部分が本当に多くあったかというふうに感じておりますので、この新型コロナ禍のような危機的な状況下というのはそうそう来ないと思います。本当に5年に一度、10年に一度、こういうときにこそ本当にどこに目を向けていくのかということも注目していかなければならないところでありますので、これは意見として申し述べさせていただきたいと思います。

以上です。

○ 議長（宮下 誠） 意見ということでよろしいですね。

ほかにございますか。4番、松岡議員。

○ 4番（松岡あつし） それでは、何点か質問させていただきます。

まず、分賦金のところですけども、増減が各市でプラスマイナスありますけれども、ここの数値のところ、当然コロナの影響があるんだろうなと思いますが、ここの増減のところについて、理事者側としてどのように分析されているかというのをまず確認させてください。

それから、今回、赤字予算を計上されておられますが、この赤字予算で本当によかったのかなという確認なんですけど、この赤字予算を、こういう公立昭和病院の企業体が計上することで、例えば補助金に何か額等で影響があったのか、なかったのか、あったのであれば、お示しいただきたいというのが1点目です。

2つ目が、市民への影響はどうだったのかなというところなんですけれども、今後ですね。機材等は特に買い控えたものはないということなんですけど、市民サービスという観点において広く捉えますけれども、赤字予算を計上することで何か影響はあるのかどうか、それをまず教えてください。

前回ちょっと私質問させていただいたんですが、学校給食の全面委託化というところで、ちょっと難しいというお話があったのですが、小平市は、小学校も含めて中学校の学校給食、地場産野菜の納入率30%ということで全国的に高く、農家さん頑張っておられるんですが、中学校の給食センターが1年数か月稼働できないということで、約6,000人分の納入率がなかなか難しい課題になっております。それを受け入れることができるのかという質問を前回して、コスト的にちょっと難しいというお話があったんですけども、もしその後検討があれば教えていただきたいなという。難しい前提ではあるかもしれないんですが、状況を知りたいです。

概要の主要事業のところでも7点挙げていただいていますけれども、私どもの会派であったり議員のところには高齢者等々の引きこもり問題とか、そうした課題の声をかなりお聞きします。医療・介護連携は平時においても課題でありましたけれども、このコロナ禍において主要事業には挙がっていないということもあり、どのような形で、このウィズコロナの時代の中で医療・介護連携のところを進めていくのかどうかについて教えていただきたいと思っております。お願いします。

○ 議長（宮下 誠） 経営企画課長。

○ 経営企画課長（小林 忠幸） まず、分賦金の各市の増減に当たってのコロナの影響があったかどうかということですけども、患者数に関しては、過去3か年の患者数を参考に構

成比を根拠としておりますけれども、今回につきましては、平成29年度から令和元年度の患者数を使って、令和3年度の今回の分賦金の計算をしております。したがって、令和元年度最後の3月あたりは若干影響はあったかもしれませんが、大きなコロナの影響で数が変わったということはなかったのかなと考えております。

それから、赤字予算ということで補助金の関係に何か影響があったかということですが、特に予算に関しては補助金に影響するものはございません。収支の決算が東京都の公立病院運営費補助金の算定の基礎にはなっている部分が若干ありますので、結果的に赤字であったり収支がよくなないと、その補助金の額に影響する可能性はあります。

市民サービスに今回の赤字予算で何か影響が出るかということなんですけれども、こちらにつきましては、特に病院の事業としてやるべきことについては特に大きな変更はございませんし、逆に、経費の部分は従来どおり見込んでおりますので、施策に関して特に赤字だからということで影響はしていないというふうに考えております。

給食につきましては、前回まだ仕様書等を検討中ということでお話しさせていただいたんですけれども、現在、プロポーザルの公募をホームページ上でもかけておりまして、その中に仕様の中身も公表しております。現時点の公募の中身としましては、「地産地消に協力し」という項目を入れておりまして、したがって、構成7市または多摩地域に本社を有する業者から購入するように努力するという努力項目だけということにさせていただいております。

主要事業7件の中に医療・介護連携はございませんけれども、こちらは通常、地域包括ケアの体制の一端を、はじっこながら担っている当院でございますので、そのところはもう当たり前のこととして認識しております。

今後、地域医療総合ネットワークという東京都でやっている情報ネットワークがありまして、当院もその正会員として加入しております。そのネットワーク上では病院間が中心ですけれども、そういった在宅や介護の施設さんも参加されると聞いていますので、そういったところで情報共有も進められていくのではないかと、将来的ですけれども、そんなことも考えております。

以上です。

○ 議長（宮下 誠） 松岡議員。

○ 4番（松岡あつし） ご答弁ありがとうございます。

2点だけですけれども、分賦金のところは、コロナの影響はなしということだったと思いますが、すみません、私聞き漏らしてしまったんですが、では、この増減の背景とか理由について教えていただきたいのが1点です。

2点目が、赤字予算の影響はないということなんですけれども、先ほどご質問もありましたが、例えば今後何か機動的に必要な施策とか購入しなければいけないときに、どのようにするのかというところの措置のことを教えていただきたいなと思います。

先ほど、現金預金についてはあるんですけども、今回は特に手をつけていなかったようなお話がありましたが、そこに今後の、なかなかコロナも収まらない状況の中で、機動的に取

り組む場合の赤字予算なんだけれども、さらに取り組む場合はどのように処置をするのかについて教えてください。

○ 議長（宮下 誠） 経営企画課長。

○ 経営企画課長（小林 忠幸） まず、分賦金の各市の増減の関係ですけれども、先ほどの（２）の患者割の算定資料をご覧くださいますと、対前年度の患者割合の増減というところがございます。例えば東村山市の患者割合につきましては0.486683増加とあります。それと、例えば東大和市さんの患者割合はマイナス0.439255というふうに記載しております。ここの患者割合の増減が、イコール分賦金の増減とつながっております、最も増加したのが東村山市、最も減少したのが東大和市ということで、患者数の構成市別の内訳が、患者割合の部分が90%ですので、直接影響しているというような状況でございます。

それから、年度途中で機動的な施策が必要であったり、何か購入しなければいけないということになった場合ですけれども、今年度、令和2年度も予算の補正をお願いしましたが、令和3年度につきましても、万一の場合は補正予算ということをお願いすることも考えられるかと思っております。ただ、今回、令和2年度にいろいろな器械の整備、つまり、新型コロナウイルス対応のための器械の整備はある程度進んだと考えておりますので、令和3年度につきましては、緊急的にコロナ対応の器械を買うとか、そういったことはあまり想定していないところでございます。

以上でございます。

○ 議長（宮下 誠） 松岡議員。

○ 4番（松岡あつし） 患者数の増減がコロナの影響ではないというご説明だったと思うんですが、それは何でだったのかなというのを知りたかったのがあります。

○ 議長（宮下 誠） 議事進行上、先ほどの質問の内容のところにて認めます。企業長。

○ 企業長（上西 紀夫） 患者の内容がどうかというのは、これは全部データを調べないと分かりません。申し訳ありませんが、どういう患者さんの疾患がどうなったかというのは調べるのにものすごく時間がかかりますので、もしどうしてもお知りになりたいとしたら、ちょっと時間をいただかざるを得ないと思いますので、それはご了解いただきたいと思います。

○ 議長（宮下 誠） それでは、そのほかにもございますか。2番、板倉議員。

○ 2番（板倉 真也） 1点だけなんですけれども、赤字予算を議会としてどう見るかというのが一つの大きな鍵だと思っております。私も企業会計というのは不得手なものですから、恥ずかしい質問になるかもしれないんですけれども、減価償却、定額法で対応しているというのが資料に載っていますよね。減価償却費を12億3,533万5,000円充てているということで、場合によって、この減価償却費に充てる金額を調整して赤字部分を調整できるということはできるのかどうかというのが1つ、私、素人ながら思うんです。予定していた金額を積み立てずに、ここを抑えてということは可能なのかどうかという、素人目の見方です。

それで、器械及び備品購入費が3億5,116万7,000円分充てていると。要するに、あくまで

も一般家庭ね、それぞれの家庭で置くと、今年度買いたいものがあるんだ。だけど、懐具合が厳しいから1年先送りにしようかなと考えるわけですよ、一般的には。そういう判断には難しいという機材なのかどうか。要するに、赤字分の3億5,000万円とちょうど金額が折り合うものですから、そういうふうな単純な見方をするんです。その点についてご説明をお願いしますでしょうか。

○ 議長（宮下 誠） 経営企画課長。

○ 経営企画課長（小林 忠幸） 先ほどの減価償却費を調整して帳尻を合わせられないか、収支を合わせられないかというご質問なんですけれども、やはり予算段階なのでそういうことも全く不可能かと言われると、そこはあれなんですけれども、現実、先ほど言いましたように、定額法ということで、固定資産を買ったときに、この器械は次の年、幾ら減価償却をする、医療器械ですと6年が多いんですけれども、6年で大体割って年額を振り分けております。ですので、固定資産を購入した段階で、基本的にはもう確定していることになります。途中で何か事情があって除却とか捨てるということがあれば別ですが、基本的にはずっと継続して決まっているものの全器械の積み上げになっていますので、そこを操作してしまうと、基本的な公営企業会計の本旨から外れますので、そこはできないというふうに考えております。

それから、先ほどの器械購入備品でちょうど3億5,000万円ということで、先送りということなんですけれども、そもそも資本的収入・支出と先ほどの収益的収入・支出の中の考え方としては、減価償却の12億円が現金が出ないということです。その現金が出ないところを収入で当然埋まっているんですけれども、そのお金を使って第4条の資本的支出に使おうというのが公営企業の考え方になっていますので、直接そこで合わせてトータルで収支を見るという考え方ではないです。

あと、器械は先送りできるようなものはないのかということですが、毎年、各診療科からヒアリングして要望を募った中で、かなり絞り込んだ機器の選択をしまして購入を決めております。その中には、先ほどありました老朽化した、10何年使っているものとかそういった器械もありまして、その更新が主なものでございます。まれに新規に必要なものも発生します。それは、やはり医療は日々進歩するものですから、新しい技術を取り入れないとどんどん沈下していってしまいますので、それは患者さんの医療の質を高めるためにも、また、医師を始めとする職員のモチベーションとか技術を向上させるとか、そういったことにも必要です。今回これは選りすぐられて残った器械を購入するための3億5,000万円ということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○ 議長（宮下 誠） 板倉議員。

○ 2 番（板倉 真也） 先ほどから何人かの方から分賦金のことについての懸念が表明されています。令和2年度は、分賦金の支出が求められて、各議会で承認をしてきたわけですよ。ただ、ご存じのように、各議会とも各自治体の税収減というのが新年度は相当想定されると思うんです。これは、何年か続く可能性があると思うんですよね。そういう中で追

加の分賦金というふうになってくると、やはりそれぞれの議会ではどうするかという判断が求められてくる。ですので、分賦金に影響させないような対応というのはどうしても強く求めておきたいと思うんです。その場合、減価償却費については苦しい答弁にはなっていると思うんですけれども、1年後の決算として私指摘したような操作ということも場合によってはあり得るのかなとは見ているんです。ただ、今の当該昭和病院の置かれている状況を見ますと、やはり赤字の予算であっても地域医療を守る、市民の暮らしを守るという点では、やむを得ないとは言わないですけれども、目をつぶるという形に私自身はならざるを得ないかなと思っていますが、これが分賦金に反映するような状況になると、そうはいきませんよということはこの場で述べておきたいと思います。意見で述べておきたいと思います。

- 議長（宮下 誠） 意見で。
- 2 番（板倉 真也） はい。
- 議長（宮下 誠） ほかにございますか。13番、小峰議員。
- 13 番（小峰 和美） まず、企業長にお伺いしますが、今回、令和3年度予算審議で、予算とはということについてどういうふうなお考えを持っているのかなと思うんです。私は、予算審議に当たるに当たって、決算を踏まえて、それに基づいて、そして新規事業、また地域に貢献するための事業、いろいろ考えてここに予算計上するんですが、今、企業長のご発言の中に、収益に関し「患者を増やす」という表現が、どうも私は納得できないんです。みんな健康でいたいのに患者を増やすという事業的な考えよりは、何で患者を増やすというような考えで、私がそここのところがよく分からないんですけれども。やはり自分の言ったことには責任を持ってもらいたいので、患者を増やすというのはどういうことなのか。

それと、この予算なんですけど、令和2年度で補正予算を組んだときに、我が市も、このコロナ禍で大変な事業をやめて、そしてコロナ対策に尽くしてきた中で、やはり公立昭和病院がこうやって7市に負担増するのなら、今しなくてもいい事業というのがあろうと思うんです。それを削って負担をお願いしますという考えを持つのが私は通常の筋だろうと思うんですけれども、その点に関してお伺いします。

先ほどのワクチンの件ですが、こうやって予算審議があるのに、今までの行政報告で議長裁量権を使っただけは我が市ではいたしません。まだワクチンは、あしたから厚生労働省が接種するので、行政報告はまだしていないし、やっていないし、私はあまり議長の裁量権は使うものではない、我が市では使っておりません。小金井市さんはどうなるか分かりませんが、私は、小金井市さんのことをあだこうだと言うつもりはありませんので、我が市では、予算審議があるので、しておりません。

ワクチンなんですけど、医療従事者でマスクをにぎわしているのは、やはり副反応が心配で、そのリスクを考えて打たないという方もいらっしゃる。それで、そのワクチン接種は、昨日、全日空でファイザー社から届いたんですが、マイナス75度で保存しなければいけない。これは私が言うまでもなく、企業長はよくご存じだと思うんですけれども。それが、先ほど来のことですと、まだ来ていないということで、なかなか打てないと思うんですけれども、副反応が心配で、現在の医療従事者でも、先ほど来、企業長がお話するには、半分にする

のか、一遍に打って、万が一副作用が出て、病院の事業が動かなくなる、それは心配です。ただ、この副作用に関してはいかがなものかなと思っておりますので、これは強制的に打つのか、それとも希望者。でも、打たない方もいらっしゃるのではないかな。その点について、病院内のを把握していらっしゃるのでしたらお聞かせください。

24ページの議員・監査委員研究旅費等について180万何がし載っているんですが、先ほど一番最初に企業長がお話したのに、コロナが収まらない状況でというふうに自分であえてお話ししているのに、こここのところで議員研修旅費を載せる。収まりつつあるのであれば、こういうのを載せても構いませんけれども、私としては、収まらないのに、自分で言うおいて、こここのところであえて議員研修を入れている。万が一、我々が議員で研修して、そこでクラスターでも発生したら、これこそ大変なことになるんじゃないですか。西東京市の市議会議員は調査研究費があつて、全額返納した人もいますし、28名の議員が、全額返納したのも、私も含めてそうなんですけれども、そういうような使う時期ではないと私は思っているんですけれども、お話になっていることとやっていることがそごが生じていると思うんです。

以上、何点かお伺いしましたけれども、ご答弁をお願いします。答弁によりまして再質問します。

○ 議 長（宮下 誠） 企業長。

○ 企業長（上西 紀夫） まず、最後の点からいきますと、現在は確かにまだコロナの第3波がようやく収まっている状況です。いろいろ小峰議員もおっしゃったように、ワクチンの問題も出てきます。したがって、例年、研修旅行は秋口になると思うんですが、その頃になるとかなり感染が収まる可能性はあると思います。ですから、そういう状況を見ていれば、当然予算の中に研修費を一応予定をする。実際には、そのときに完全にコロナが収まっていない状況と様々な状況によって、場合によっては中止あるいは延期はありますけれども、現状のコロナの状況を見ると、そういう可能性があるということで予定をしております。

それから、不要な事業は削除しなさいということですが、そういうものはありません。やりたいことはいっぱいあります。でも、予算の限りがあるわけですから、その中で最大限できることをやるという意味で予算を組んでいます。

特に、さっき機器の購入がありましたけれども、この中には、去年、おとしあたりから整形外科の脊椎の専門の先生が来ています。脊椎の病気というのは高齢者も含めてものすごく多いんです。今まで当院ではそういう治療がなかなかできなかったんですが、その専門の先生が来て頑張って患者も増えている。ただ、その場合に、安全に脊椎の手術をするためには特殊なレントゲン検査あるいは器具が要るんです。

もう一つは、昨年度予定していましたが、アイセンターを造るんですが、そのときにどうしても古くなった顕微鏡が要ります。そこで、顕微鏡を少し新たにアイセンターを充実させて、必要な患者さんをなるべく診るという、そういう投資といたら失礼ですけども、そういうことも含めて器械の購入というのは考えています。

それからもう一つは、内視鏡関係もある程度一新するんですが、その中に経鼻内視鏡とい

うのがあります。これは鼻から入れる内視鏡ですけれども、非常に患者さんの負担が少なく、また、最近新しいよく見える器械がありますし、中には、カメラで写真を撮ると、ある程度病変が分かるAIを含んだ器械というのもこれから発達して来ます。そういうものも当然我が病院としては入れていって診断治療に役立てようということで、そういうものもかなり含まれておりますので、それはご理解いただきたいと思います。

それから、小峰議員は「患者を増やす」と言ったんですが、それは私の言葉のあやで説明が足りませんが、やはり治療を必要としている患者さんを私どもの病院はできるだけ引き受ける。そういうために、私どもの病院はこういうことをやっています、こういう新しい治療をやっています、そういうことを皆さん方にお伝えして、なるべく病院の情報を広めていって、治療を必要とする患者さんが増えていけばということで申し上げたので、その言葉の説明足らずは申し訳なかったと思います。だから、病院としては、やはり引き続き、そういう治療活動あるいは広報活動を通じて地域の皆さん方の要望に応じていい治療をしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

- 議長（宮下 誠） ワクチンの副反応はどうですか。
- 企業長（上西 紀夫） いろいろとマスコミで言っていますが、正直言って、データがありませんので、今言っても憶測になってしまうんです。ですから、こういう情報は、多分これから国から、あるいは都道府県から出てくると思いますし、特にあしたから、今週か知りませんが、国立病院関係の人たちの医療従事者に注射をするということになっていきますので、そのデータが出てきて、多分、日本人におけるある程度のデータが出てくると思いますので、それを見てから判断することになると思います。どういう方にワクチンを打つかどうかは、多分そういう結果を見ない限り、現在のところでどうこうということは申し上げられません。病院としては、先ほど言いましたコロナの感染対策会議がありますので、その中でいろいろなデータを含めた上で、どういう方々にどういうふうにするかということは決定していきたいと思いますので、現状では、そのことについて直接お答えは差し控えざるを得ないと思います。

以上であります。

- 13 番（小峰 和美） 予算の概念言っていないんだけど。
- 議長（宮下 誠） 予算の概念。いいですか、企業長。
- 企業長（上西 紀夫） 基本的には、ですから、先ほど言いましたように、病院としてどういう事業をする、どういう見込みがあるか、当院の救命センターとしての病院の機能を発達させるためにはどういう事業が必要であって、そのためにはどういう費用が必要かということを精査して決めているのが予算だと思いますし、最終的には、やはり地域の皆さん方の健康を守るというのが最大の目的で、その目的を達成するための必要な経費というふうに考えております。

以上です。

- 議長（宮下 誠） 小峰議員。

○ 13 番（小峰 和美） 自分の言ったことに今答弁で置き換えるというのは、我々議員はできないんですよ。ですから、「患者を増やす」という言葉から企業長は、患者をたくさん引き受けるようにというふうに言葉を置き換えましたよね。でも、一番最初に「患者を増やす」という言葉を言っているんで、それは今訂正しておかないと、企業長の進退とか名誉に関わることになると思うんですけども、それを残しておいていいのか。

それと私、事業で「不要」という言葉は一言も言っていないですよ、起こしてもらって結構なんですけど。不要な事業って、今やらなくてもいい事業でないですかということ言っているんです。西東京市は、今やらなくてもいい事業を、少なくとも次年度に繰越するなりいっぱいあると思うんですよ。我々も、市民のためにこうやって補正なり組んでいたときに、やはりこの昭和病院もそれなりの努力というものが必要だと思うんです。私、言葉じりを取るわけじゃないですけども、企業長は、私、一番最初に予算とはとお話ししましたよね、決算を踏まえて。決算のときに、私の質問で、旅費のほうで日程調整ができない。4月から1年あるのに、その日程調整というのは、何月の日程調整なんですか。議長も同じこと言っていたよね。よく分からないんですけども、日程調整というのは、4月、5月、6月、7月、8月、9月、いっぱいあるのに、そこの日程調整はどうなっているんですか。

それと、これは私の名誉に関わることで議事録に残したいので、これは事務局長のほうにお伺いします。

決算審議のときに、私の質問の途中、休憩中ですが、質問しているときに「やったじゃないか。どこまでやっているんですか、こんな話。去年やったじゃん」という。事実かどうかを企業長、教えてね。

もう一つ、私が予算を審議していたのがあったというのは、先輩が審議しているんだよというのを話したときに、「しました。同じことをやっている。去年でさんざんやりましたよ。何でまたやるんですか」というような、これが本当にあったかどうか。

実は、決算、予算も含めて議会というものをもう少し企業長も考えていません。決算審査の主眼は、計算の間違いないか、説明等に符合しているか、収支が適合であるかどうか、これは地方自治法で解釈されているんですよ、基本的に。ですから、先ほど、今回の予算についてお話ししましたがけれども、決算を踏まえて新しく予算を作って、そして、そのところで現在のこのコロナ禍において、今やらなくてもいい、次年度に延ばしてもいい事業ってないわけではないと思うんですよ。その点、我々は、西東京市は、この昭和病院のために補助金を出しましたよ。でも、それには西東京市は今やらなくてもいい、不要なんて一言も言っていないですよ。今やらなくてもいい事業を少しでも削減して、そして市民のため、昭和病院のために補助金を提出したわけです。そのところを言葉を選んでいただきたい。患者を増やすだとか不要なものなんて、議事録を起こしてくださいよ。

〔「解釈の違いだよ、解釈の違い。」との発言あり〕

○ 13 番（小峰 和美） 言葉に残っているんだよ、それは。じゃ、議事録を起こしてもらいましょうか。そうやって不規則発言なら、自分で手を挙げて言え、名前を名のって。

私は、西東京市20万市民の選挙で選ばれ、また、議会で選挙で選ばれた昭和病院企業団議

会の議員で、こうやって話しているのに不規則発言はするわ、何ですか。そして、言葉は「不要」だなんて一言も言っていないのに。もう少し言葉を選んだらどうですか。反省していますか。

- 議長（宮下 誠） 暫時休憩します。

午後0時14分 休憩

午後0時16分 再開

- 議長（宮下 誠） それでは、休憩を解いて再開いたします。

答弁を求めます。企業長。

- 企業長（上西 紀夫） では、小峰議員のお言葉に従い、私の言葉足らずでしたので、当院の治療を必要とする患者さんを増やすということにさせていただきたい。「不要」と言ったのは、私の思い違い、聞き違いだったと思いますので、小峰議員のおっしゃるとおりにしたいと思いますが、延ばすような事業は、先ほどご説明いたしましたように、すぐにどうこうというのはちょっと思いつきませんので、先生のご意見として承っておきたいと思いません。

以上です。

- 議長（宮下 誠） 事務局長。

- 事務局長（森下 一） 2点ほど質問いただきました。

まずは、日程調整がつかないということで、前回の議会のときの話もありますけれども、実は、議員の行政視察といいますのは2年に1回、改選が終わった後すぐというふうになります。したがって、令和3年度についてもそうでございます。通常の一市の市ですと、6月の議会で企業団議員が選出されて、そこで初めて企業団の臨時議会がここで開かれて、それからどこに行くかということを経営者に一任してもらって日程調整をしながらということになりますので、非常に窮屈なスケジュールの中での日程調整というのはご理解をいただきたいと思えます。私どもの行政視察の日程というのはそうになってございます。これが1点目でございます。

2点目の休憩中の発言があったかどうか。私もテープを取っておりますので、その発言は聞かせていただきましたけれども、どなたがどういうふうな発言をしたということはなかなか固有名詞を特定できるような発言ではないですし、休憩中でございますので、そういう発言があったということのみにとどめさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

- 議長（宮下 誠） 小峰議員。

- 13番（小峰 和美） まず、24ページの行政視察ですけれども、慣例ですと、毎年当初ということになっておりますけれども、こればかりは、我々議員は2年ですので、今やらなくてもいい事業ではないかなと思っているんです。今コロナ禍で中小企業も大変だし、特に飲食業なんてどんなに苦労しているか、私は耳にたこができるぐらい聞いていますよ。今行かなくても、私が心配しているのは、万が一そこでクラスターが、議員がクラス

ターなんてなったら、それこそ新聞沙汰じゃないですよ。そういうことを考えて、今やらなくてもいいんじゃないですかということを行っているんです。やってはいけないんじゃないかと、今やらなくても。予算は、私もこうやって今ずっと審議して、意見を述べまして賛成のほうには回りますけれども、企業長、やはり議会というものは議決されるんですから、そのところをよく理解してもらって、議決事項ですから、7市の議員の議決事項ですから、それを慎重にまた支出に当たってやって、そして議決されたんですから、それを執行に当たらなければいけないんですよ。

それと、これは先ほどのお話で気持ちなんですけれども、ここにいる構成市、西東京市だけじゃなくてみんな大変なんです。元気な市があるかどうか、私は分かりません。西東京市は大変です。事業も本当にしぼんで、そしてやらざるを得ない。そんな中で、やはり気持ちとして、確かに昭和病院企業団が動く事業としてずっとやるものに対して余分なものはない。確かにそうですよ。でも、気持ちとして、我々の血と汗と涙の血税を、事業を市としてしぼんで縮小してやっていて、それで補助金まで出すんですから、その気持ちを分かっていたら事業執行に当たってもらいたい、それを言いたいんですよ。私の気持ちがどこまで通じるか分かりませんけれども。

私は、実は正直に言えば、もう終わったと思ったんですけれども、市長選挙があってまだこの場にいますが、私、9期もやっておりまして、30年以上やっているんですよ。ですから、議会のノウハウも全て知っている。ただ、私のプライドとして、先ほども後ろのほうから不穏当な発言がありましたけれども、私は議員として決算なり予算なり、それなりに襟を正してこうやってやってきたつもりですから、それは真摯に受け取ってもらいたいと思って、私の質問は終わります。

○ 議長（宮下 誠） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮下 誠） 特になければ質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮下 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、採決を行います。採決は議案ごとに行います。

議案第5号、令和3年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○ 議長（宮下 誠） 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号、令和3年度昭和病院企業団病院事業会計予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議 長（宮下 誠） 挙手全員と認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。



- 議 長（宮下 誠） 以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。
それでは、これもちまして令和3年昭和病院企業団議会第1回定例会を閉会いたします。
閉会時刻は12時23分となります。お疲れさまでした。

午後0時23分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

昭和病院企業団議会議長 宮 下 誠

議員 佐藤 まさたか

議員 関 田 正 民